

～市民とともに歩む～ 八王子市議会記念誌

市制

100周年

議長あいさつ	2
市長あいさつ	3
歴代議長	4
歴代副議長	5
歴代市議会議員	6
歴代議長寄稿文	11
市議会の活動	23
30年間のできごと	24
市長や議員、議会のあり方を定めた2件の条例	54
・八王子市政治倫理条例の制定	54
・八王子市議会基本条例の制定	56
情報の発信	60
・市議会だよりの発行	60
・市議会の放映	61
・市議会ホームページ	62
・ICTへの対応	63
災害対応	64
・議員災害対応マニュアルの作成	64
・東日本大震災への対応	65
・大雪で災害対策議会本部を設置	65
歴代委員会委員	67
常任委員会	69
議会運営委員会	78
特別委員会	81
資料編	91
年表	92
用語集	104



八王子市議会議長

伊藤 裕司

市議会記念誌の発刊にあたって

このたび、八王子市市制施行 100 周年を記念して、「市民とともに歩む 八王子市議会記念誌」を発刊できましたことは、喜びにたえないところです。

本市議会では、昭和 56 年から約 10 年をかけ、明治 22 年の町制施行から昭和期までの議会の記録を編纂した「八王子市議会史」を発行しました。今回、市制 100 周年を機に、より多くの市民に議会に対する理解と関心を深めていただくため、「八王子市議会史」以降の、昭和の末から平成に入ってから約 30 年間にわたる議会の構成やできごとを掲載した記念誌を発刊したものです。

八王子市は、大正 6 年 9 月 1 日に市制が施行され、明治・大正・昭和に至るまで織物のまちとして栄えてきましたが、現在では、大企業の研究所や高度な技術を持つ中小企業が立地する先端技術産業都市など多くの顔を持つ都市に変化しております。このようなまちの変化の中で、市民福祉の向上のために絶え間ない行政努力が続けられてきましたが、平成に入ってからでは長期にわたる経済の低迷の中で、行財政改革と地方分権への積極的な取り組みを進め、平成 27 年 4 月には東京都初の中核市に移行しました。市議会においても、これらの取り組みについて真剣な議論を重ねるとともに、議会基本条例の制定など、議会改革も積極的に進めてきたところです。

今後とも、二元代表制の一翼を担う行政のチェック機関として、市政発展のため更なる議会改革に取り組み、市民に開かれた市議会を目指していくことが、私たちに与えられた使命であります。次の 100 年に向けなお一層の努力をしてまいります。

結びに、本誌の発刊にご尽力を賜りました諸先輩、市議会記念誌発行委員会委員、関係各位に心より感謝申しあげまして、発刊にあたってのあいさつといたします。





八王子市長

石森 孝志

市議会記念誌の発刊を祝して

「市民とともに歩む 八王子市議会記念誌」が、八王子市市制 100 周年の節目に発刊されましたことを心からお慶び申し上げます。

八王子市は、大正 6 年の市制施行以来、豊かな自然や長い歴史とそれに育まれた伝統と文化、さらには、大学やモノづくり産業の集積など、様々な魅力を活かしながら発展を続けてまいりました。今年 100 周年という大きな節目を迎えることができたのも、歴代の正副議長をはじめ、市議会議員の皆様の多大なお力添えの賜物であり、改めて深く敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

この記念誌に取り上げられた 30 年間は、地方分権の流れの中、まちの発展と市民の福祉向上を図るため、八王子市議会とともに地方自治の実現に邁進した時代であり、その取り組みが市民との協働による「基本構想・基本計画」の策定や、都内初の中核市への移行に代表されるような成果につながりました。

100 周年を機に、彩りあふれるこれまでの 100 年の歴史を礎に、次の新たな輝きの 100 年に向け、市民の期待に応えることが、市政に課された使命であります。地域主権改革が進み、自己決定、自己責任のもと市政を運営していくためには、二代表制における相互チェックがますます重要となります。今後も、八王子市議会とともに一層の緊張感をもちながら、着実に市政を進めてまいります。

結びに、記念誌の発刊にご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、八王子市議会のさらなる発展、並びに議員各位の御活躍を心から祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



歴代議長

第33代



石井 栄治
(昭和60年6月4日
～昭和62年4月30日)

第34代



金子 幸太郎
(昭和62年5月21日
～平成元年6月6日)

第35代



山田 いと子
(平成元年6月6日
～平成3年4月30日)

第36代



吉本 良久
(平成3年5月17日
～平成4年6月26日)

第37代



両角 武雄
(平成4年6月26日
～平成5年6月1日)

第38代



石井 照浩
(平成5年6月1日
～平成7年4月30日)

第39代



大塚 林太郎
(平成7年5月17日
～平成9年6月2日)

第40代



皆川 清和
(平成9年6月2日
～平成11年4月30日)

第41代



塚本 秀雄
(平成11年5月19日
～平成13年6月4日)

第42代



寺田 元信
(平成13年6月4日
～平成15年4月30日)

第43代



萩生田 富司
(平成15年5月16日
～平成17年6月9日)

第44代



飯沢 俊一
(平成17年6月9日
～平成19年4月30日)

第45代



高木 順一
(平成19年5月17日
～平成21年6月8日)

第46代



市川 潔史
(平成21年6月8日
～平成23年4月30日)

第47代



水野 淳
(平成23年5月18日
～平成25年6月10日)

第48代



小林 信夫
(平成25年6月10日
～平成27年4月30日)

第49代



福安 徹
(平成27年5月19日
～平成29年6月8日)

第50代



伊藤 裕司
(平成29年6月8日～)



歴代副議長

第34代



芝 悦次郎

(昭和60年6月4日
～昭和62年4月30日)

第35代



吉本 良久

(昭和62年5月21日
～平成元年6月6日)

第36代



秋山 進

(平成元年6月6日
～平成3年4月30日)

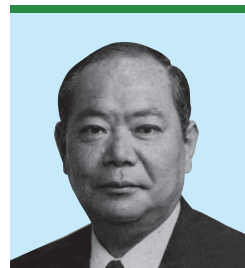
第37代



上島 宏

(平成3年5月17日
～平成5年6月1日)

第38代



鶴田 粘

(平成5年6月1日
～平成7年4月30日)

第39代



橋山 国雄

(平成7年5月17日
～平成9年6月2日)

第40代



吉村 藤吉

(平成9年6月2日
～平成11年4月30日)

第41代



町田 貞之

(平成11年5月19日
～平成13年6月4日)

第42代



生永 恭博

(平成13年6月4日
～平成15年4月30日)

第43代



市川 潔史

(平成15年5月16日
～平成17年6月9日)

第44代



秋山 進

(平成17年6月9日
～平成19年4月30日)

第45代



小林 信夫

(平成19年5月17日
～平成21年6月8日)

第46代



両角 穰

(平成21年6月8日
～平成23年4月30日)

第47代



荻田 米蔵

(平成23年5月18日
～平成25年6月10日)

第48代



福安 徹

(平成25年6月10日
～平成27年4月30日)

第49代



小林 鈴子

(平成27年5月19日
～平成29年6月8日)

第50代



村松 徹

(平成29年6月8日～)



歴代市議会議員

市町村議会の議員定数は、平成23年4月の地方自治法の改正で、人口区分ごとに定められた議員の定数の上限の定めは廃止され、各自治体の実情に応じて条例で定めることができるようになりました。

八王子市議会では、この地方自治法の改正があった以後も、従前どおり議員の定数を40人としています。

市議会議員の任期は4年であり、4年毎に行われる市議会議員選挙において、40人が選出され、市議会は、この40人をもって構成されています。

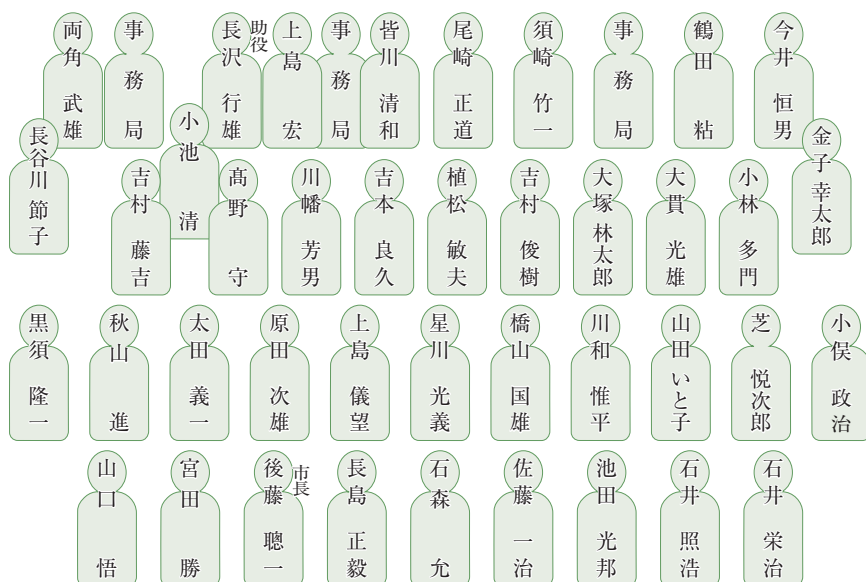
なお、本市議会の議員定数は、昭和57年6月に条例を改正し38人を40人にした以後、変更していません。

昭和58年5月1日～昭和62年4月30日



田代 重信

内田 弥三郎



大貫 光雄 (昭59・3・3逝去)
黒須 隆一 (昭60・6・28辞職)

今井 恒男 (昭59・7・31逝去)
小林 多門 (昭60・6・28辞職)

植松 敏夫 (昭60・6・28辞職)

昭和62年5月1日～平成3年4月30日



事務局	事務局	事務局	町田 照良	飯沢 俊一	寺田 元信	宇田川 良子	雨宮 美夫	町田 貞之	井上 睦子	清水 秀子	福富 りえ子	中納 肇	助役 上島 良治	平野 博	収入役 瀬沼 満	教育長
桑原 忠久	澤本 宣男	上島 宏	皆川 清和	高野 守	小池 清	上島 儀望	川和 惟平	鶴田 粘	両角 武雄	太田 義一	大塚 林太郎	尾崎 正道	長谷川 節子	山口 和男	塚本 秀雄	
吉村 藤吉	山田 いと子	長島 正毅	小俣 政治	宮田 勝	佐藤 一治	吉本 良久	金子 幸太郎	波多野 重雄	市長 石井 照浩	石井 栄治	星川 光義	石森 允	芝 悦次郎	橋山 国雄	秋山 進	

平成3年5月1日～平成7年4月30日

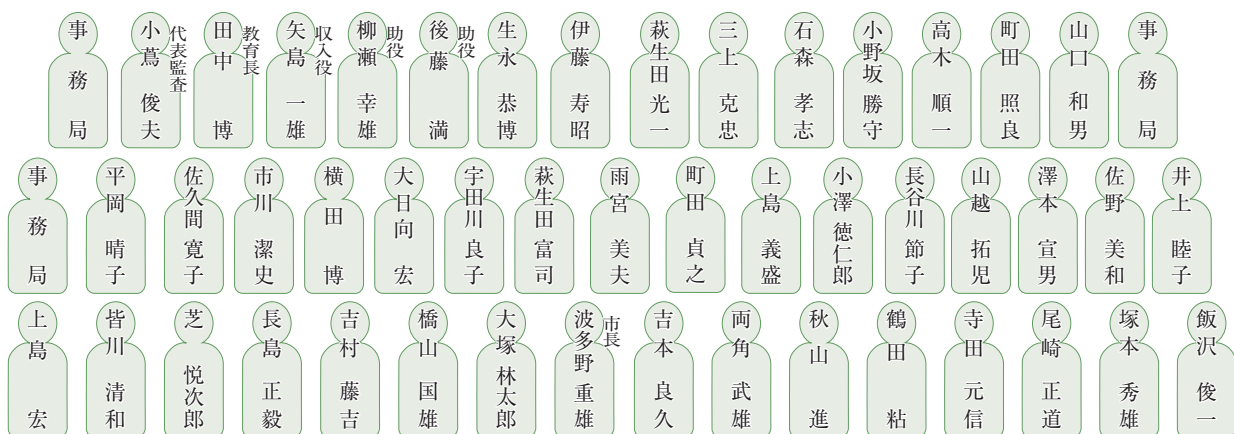


山口 和男	清水 秀子	上島 良治	助役 後藤 満	助役 西志村 光治	教育長 萩生田 富司	伊藤 寿昭	事務局	飯沢 俊一	生永 恭博	横田 博	事務局	事務局	萩生田 光一			
町田 照良	町田 貞之	福富 りえ子	大日向 宏	宇田川 良子	太田 義一	大塚 林太郎	尾崎 正道	皆川 清和	澤本 宣男	菅原 健司	浅井 敬子	長谷川 節子	井上 睦子	小澤 徳仁郎	雨宮 美夫	塚本 秀雄
桑原 忠久	上島 儀望	秋山 進	芝 悦次郎	両角 武雄	鶴田 粘	上島 宏	吉本 良久	波多野 重雄	市長 金子 幸太郎	石井 照浩	石森 允	長島 正毅	橋山 国雄	吉村 藤吉	寺田 元信	

清水 秀子 (平5・6・2辞職)

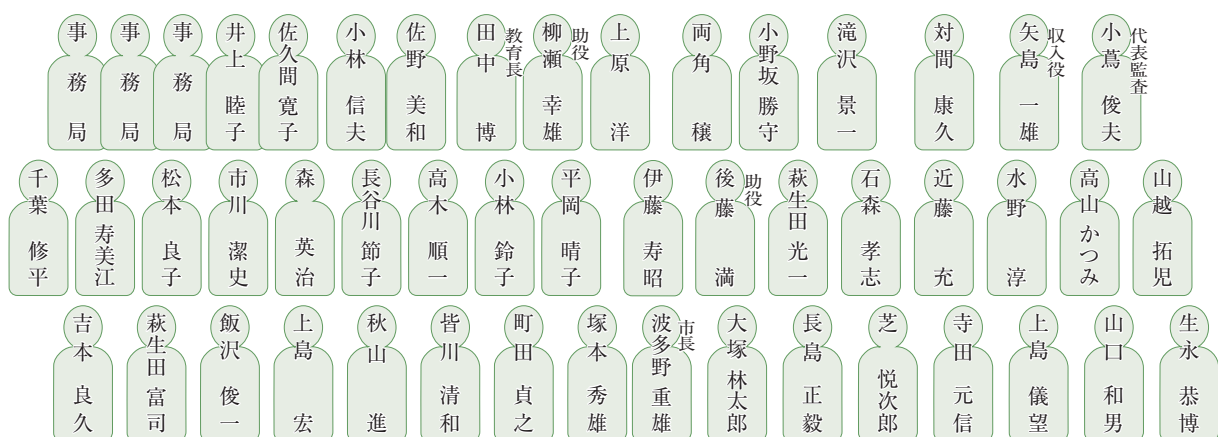
上島 儀望 (平5・6・3辞職)

平成7年5月1日～平成11年4月30日



吉本 良久（平8・1・5辞職） 町田 照良（平9・6・3辞職） 上島 義盛（平10・12・18辞職）

平成11年5月1日～平成15年4月30日



佐野 美和（平13・6・5辞職） 萩生田 光一（平13・6・5辞職） 千葉 修平（平15・4・21辞職）

平成15年5月1日～平成19年4月30日



事務局	事務局	事務局	石川進	代表監査 山本俊男	収入役 原田繁	畑中俊和	助役 斉藤好平	助役 狩野宏子	水野淳	萩田米藏	村松徹	伊藤裕司	小林弘幸	鈴木勇次	伊藤祥広	陣内泰子	森英治
成田一代	教育長 松本良子	高山かつみ	多田寿美江	山田玲子	小林信夫	滝沢景一	小林鈴子	川村美恵子	高野英男	上原洋	岡角穰	対間康久	福安徹	若尾喜美絵	近藤充		
山越拓児	石森孝志	高木順一	井上睦子	塚本秀雄	秋山進	市川潔史	萩生田富司	黒須隆一	市長 吉本良久	上島儀望	町田貞之	飯沢俊一	山口和男	小野坂勝守			

石森 孝志（平17・6・10辞職）

平成19年5月1日～平成23年4月30日



曾我允雄	代表監査 岡部一邦	副市長 小林弘幸	鈴木勇次	五間浩	村松徹	姥貝莊一	原田繁	伊藤裕司	萩田米藏	相澤耕太	伊藤忠之	中島正寿	鈴木玲央				
石川和昭	教育長 田中正美	副市長 陣内泰子	若尾喜美絵	小林鈴子	狩野宏子	伊藤大輔	岡角穰	高野英男	近藤充	伊藤祥広	福安徹	山田玲子	川村美恵子	松本良子	高山かつみ		
森英治	山越拓児	市川潔史	井上睦子	山口和男	塚本秀雄	小林信夫	高木順一	黒須隆一	市長 吉本良久	萩生田富司	上島儀望	上原洋	対間康久	水野淳			

小林 弘幸（平21・6・30辞職）

山田 玲子（平22・1・31辞職）

平成23年5月1日～平成27年4月30日



伊藤 祥広	陣内 泰子	小林 裕恵	島内 幸恵	西本 和也	馬場 貴大	相澤 耕太	鈴木 玲央	鈴木 基司	渡口 禎	星野 直美	吉本 孝良	浜中 賢司	及川 賢一	安藤 修三	
美濃部 弥生	鳴海 有理	鈴木 勇次	青柳 有希子	松本 良子	小林 信夫	福安 徹	村松 徹	中島 正寿	五間 浩	両角 穰	伊藤 裕司	伊藤 忠之	大久保 賢一	村山 博夫	代表監査
岡部 一邦	副市長 小林 鈴子	山越 拓児	井上 睦子	山口 和男	市川 潔史	荻田 米蔵	水野 淳	黒須 隆一	市長 塚本 秀雄	高木 順一	田中 正美	副市長 近藤 充	森 英治	石川 和昭	教育長

両角 穰（平24・1・15辞職） 近藤 充（平24・12・7辞職） 島内 幸恵（平25・6・11辞職）

平成27年5月1日～平成31年4月30日



岩田 祐樹	市川 克宏	石川 裕司	石井 宏和	鳴海 有理	安藤 修三	青柳 有希子	馬場 貴大	及川 賢一	八木下 輝一	梶原 幸子	前田 佳子	西山 賢	佐藤 梓		
白柳 和義	代表監査 西本 和也	星野 直美	渡口 禎	鈴木 基司	鈴木 玲央	中島 正寿	相澤 耕太	五間 浩	伊藤 忠之	浜中 賢司	美濃部 弥生	吉本 孝良	小林 裕恵	坂倉 仁	教育長
村松 満	副市長 伊藤 祥広	荻田 米蔵	陣内 泰子	水野 淳	森 英治	市川 潔史	小林 鈴子	福安 徹	石森 孝志	市長 山越 拓児	小林 信夫	伊藤 裕司	鈴木 勇次	村松 徹	副市長 中村 敬

安藤 修三（平29・6・9辞職） 伊藤 祥広（平29・6・9辞職） 鈴木 玲央（平29・6・9辞職）

歴代議長寄稿文

平成の時代に重責を担っていただいた歴代の議長から、議員や議長在任中の思い出や八王子市市制 100 周年を機に市議会に対する思いを寄稿していただきました。



第36代議長

吉本 良久

市民サイドに立った議会活動を

私の初当選は昭和54年、その当時は経済も低成長時代、世相は作家有吉佐和子が、痴呆老人の問題を提起した「恍惚のひと」を出版して大ベストセラーになり、迫り来る高齢化社会を喚起する時でもありました。市の人口も37万人余となり、八王子市が更なる大きな飛躍をする時期でありました。

初心を忘れず「若さと行動力」をモットーに、その後、「茶の間の話題を市政に」、中盤では、「わかりやすい政治とスピードある行動」、議員後半は「簡素効率わかりやすい政治の推進」とその志を常に抱き、8期連続で市議会議員として八王子市政発展のため努力、活動して参りました。

1期目、厚生水道委員会副委員長に選任され、慣れない市役所の機構の中で、病氣療養中の委員長に代わり、熱い汗と冷たい汗を交互にかきながら委員会の円滑な運営に携わったことは、一生忘れ得ぬものとなっています。

2期目、議会運営委員長に就任、石森允議長、石井栄治議長、両議長の下、4年間、委員長を行いました。石森議長の時に新庁舎が完成し、新庁舎移転に合わせ、およそ40項目に及ぶ議会の改革を論議する検討会が設置され、議会運営委員長として検討会に出席しました。検討会では、過去に見られないほどの大変な激論が繰り広げられ、行革は議会からとの意思は実り、当初予算の審査方法、一般質問の時間制限などが実施されるようになりました。この議会改革の意義は後世においても大変大きいものだったと思っています。

3期目、第35代副議長に選出され、昭和天皇の崩御により八王子市議会代表として大喪の礼に参列もさせていただきました。

4期目の平成3年5月、第36代市議会議員長に就任、更なる議会改革として、それまで第4回定例会で行っていた前年度の決算認定の審査を次年度予算に反映できるよう早期に行うように提案、平成4年から決算議案が第3回定例会に提出され、閉会中に決算審査特別委員会が開催され、審査が行われようになりました。また、それまで任意に設置されていた議会運営委員会が、地方自治法の改正により条例で設置できることとなったことから、議会運営委員会のあり方を調査研究し、条例化したことは、現在の議会運営に大きな影響を及ぼしています。

議長退任後は、毎回、本議会での一般質問を実施し、市民の願いを訴え続けてきました。今後に望むことは、チェック機能のさらなる充実と高齢社会への対応、市民サイドに立ったきめ細かい議会活動をお願いします。



第40代議長

皆川 清和

個性的で魅力あるまちに

市制 100 周年に伴い「市議会記念誌」を作成する、大きな意義に参加できる事に喜びを感じています。僭越ながら思い出すままに筆をとりました。

私が初めて八王子市に居住したのは、昭和 37 年の春、都営長房団地に入居したのが始まりで、以来、今日まで 55 年が経過いたしました。

八王子市民になって 20 年目の春、昭和 58 年に行われた市議会議員選挙で初当選させて頂き、20 年間の永きにわたり八王子市議会議員として市政発展のため活動して参りました。

私が、第 40 代議長として就任していたのは平成 9 年から 11 年の 2 年間で、本会議場での就任挨拶でめずらしく上がったことを、今でも鮮明に覚えていますし、大変懐かしい思い出です。

市議会議員として、私は、市民ファーストの信念で、何が市民のためになるのか、市民は何を求めているのか、議会と行政の役割は何かを考えながら、常に無駄を省き、合理的な議会運営及び行政改革をしてまいりました。議長は、慣例により 2 年間という短い期間ですが、その間、何件か皆様の協力を頂きながら改革を行ってきました。

当時、年 1 回、全国市議会議長会主催の海外視察が実施され、本市も当選回数が多い順に参加、いわば卒業旅行のような感がありましたので、それを改め、八王子市議会独自でテーマを決めて、当選回数に関係なく、しっかりとした目的を定めて視察を実施し、その成果を市政に大いに役立てたと自負しております。

また、市民にもっと議会に関心をもってもらおうと、年 4 回ある定例会の初日に議場でのコンサート開催を計画、当初は市内にある大学に演奏をお願いしてスタート、それ以来、お陰様でもう 20 年も続き、市民グループによるコンサートも人気があり、多くの市民の皆様にご参加いただき好評を博しております。

一市民になって 10 年、今になって反省を含めて感じている事があります。各地で地方議員による政務活動費の不正受給が発覚し、再発防止のため、様々な改善策も講じられているようです。八王子市議会の政務活動費の額はかなり低く抑えられているようですが、廃止も含めて再考すべき時期に来ていると思います。

また、議員報酬も必ずしも安くないはずですが、従って、せめて「議会の開催日数を考えればあまりにも高額だ」と言われない様に、議員一人ひとりが活動に責任と誇りを持ち、これからの八王子を個性的で魅力のあるまちにしていくなため、市民・議会・行政としっかり議論してほしいと強く望みます。



第41代議長

塚本 秀雄

リーディングシティとして更なる飛躍を

八王子市市制施行 100 周年を迎え、心からお祝い申し上げます。

私が、八王子市議会第 41 代議長に就任したのは、4 期目の最初の議会であり、平成 11 年 5 月 19 日から平成 13 年 6 月 4 日まで務めさせていただきました。

当時は、地方分権改革が、はっきりとした形となって現れようとしている時代でした。平成 11 年 7 月に「地方分権一括法」が制定され、これにより地方自治体は、「自己決定」、「自己責任」の原則のもとで運営されるようになりました。

この改革の大きな意義は、地方自治体の権限が大きくなる中で、とりわけ意思決定、立法機関としての政策決定機能をはじめ行政のチェック機能等、議会の果たすべき役割が益々大きくなることでした。

このような時期に、議長に就任した私は、その責任の重大さに鑑み、50 万市民の声に耳を傾け、その負託に応えるべく努力を重ねてきたのを思い起こします。また、前議長から継承した「開かれた議会」を目指し、会議の円滑な運営と活発な議会審議にも努めてまいりました。

多くの市民に議場に足を運んで頂き、議会をより身近に親しんで頂くために、毎定例会初日に行っていた議場コンサートを引き続き実施させていただきました。NHK ニュースで私のコメントとともに八王子市議会の議場コンサートが全国に紹介されたことは、私の最も印象深い思い出でもあります。

また、前任者の役職を引き継いだのが、人口 25 万人以上の 85 都市の市議会議長で構成する全国市議会議長会都市行政問題研究会の会長職でありました。

前年度から進めている「議会情報の公開」に関する加盟市の調査結果（市議会の公開・市議会情報の提供・市議会の情報公開の現状と課題の三部から構成）を取りまとめ発表いたしました。この報告書が、加盟市のみならず多くの市議会関係者の役に立ったのではないかと考えております。

しかしながら、今日においても議会の情報公開や透明性を問う指摘は、益々強まるばかりであり誠に憂慮に耐えません。

本市は、平成 27 年 4 月 1 日より、東京都で初めての中核市となりました。歴史と伝統を誇る八王子市が市制 100 周年を契機に、多摩のリーディングシティとして更に飛躍発展すべく、議会の機能を最大限に活用して、市民の負託に応えられるよう、なお一層の信頼性が高められることを期待します。



第42代議長

寺田 元信

次世代に誇れるまちづくりを

私の故郷横山村は、昭和30年4月、近隣6カ村とともに八王子市に合併、その記念として、横山村の中心地であった散田高宰神社前の山林を整地し、横山村由来の万葉碑を建立し、合併を祝いました。

現在は、八王子市において記念碑を含め広く整備され、万葉公園として利用されております。

私は、昭和62年4月の市議会議員選挙で地元をはじめ各地域の皆様の協力と期待のもと、当選を果たし、市議会議員の一員として活動することになりました。

初めての議会では、都市建設委員会に所属、先輩議員とともに活動し、川口地区の開発、市内マンションの建設、圏央道建設に対する反対等の問題で翌朝まで会議を行うこともあり、様々な経験と勉強をさせて頂きました。平成13年6月、第42代議長に就任、これまで議員として多岐にわたり学んだ経験と実績を基に、議会の円滑な運営を行うよう心掛けました。特に、この時期は、世の中が大きな変革期に差しかかっており、少子高齢化、国際化、IT革命とも呼ばれる高度情報化への対応に自治体の役割が問われていました。一方、前年の地方分権一括法の施行とともに自治体としての市町村の果たす役割も重要なものとなっており、チェック機関としての議会の役割もより一層重要なものとなっていました。

7月になり、東京都が都立八王子小児病院を東浅川町の都立畜産試験場跡地でなく、府中市に移転するという発表があり、これに対し、八王子市長と西多摩の市町村長が八王子市内への存続の要請を行いました。市議会としても第3回定例会の初日に「都立八王子小児病院の存続、拡充整備を求める意見書」を全会一致で可決して、副議長、病院対策特別委員長ともども東京都に持参し、副知事に手渡し存続を強く要請したことを覚えています。しかし、この要請がかなわなかったことは、大変残念に思っています。

また、平成14年4月には、関東市議会議長会の会長に、5月には全国市議会議長会関東部会部会長に就任し、関東各県の市議会議長と交流し、情報を共有できたことは、議長として大変光栄なことだと思っています。

現在、八王子市内も交通網整備が進み、まちづくりにおいても新たな都市間交流が進められるなか、次世代に譲り誇れるまちづくりを目指し、市議会において互いの英知のもと、さらに他市に誇れる八王子市政、議会、議員活動にご尽力されることを望むとともに期待しております。



第43代議長

萩生田 富司

議長としての重責を担って

記念誌発刊おめでとうございます。長年ご尽力され尊い歴史を重ねた議会関係者に心から敬意を表します。

私は、平成15年4月27日執行の市議会議員選挙で、4期目の当選を果たすことができ、臨時議会において、多くの議員のご推挙を頂き、市議会第43代議長に就任いたしました。

議会を代表する立場となるため、議長就任挨拶で、円滑な議会運営を図るため、公平公正に誠心誠意努力することを誓い、責任の重さを肝に銘じ、緊張のなか議会を開会しました。議決機関としての、我が市議会の的確な運営を図るため、副議長とも十分相談のうえ、議会運営委員会とも意思疎通を図り、適正な運営に努めながら、各種団体とも有効な関係を保つ努力を重ねました。

また、この時期は、関東市議会議長会の会長を寺田前議長が務めておりましたので、私が残任期間を務めることになりました。既に議長会の総会が八王子市で開催されることが決まっており、平成15年6月4日京王プラザホテル八王子に構成195市に来王を願い、第69回関東市議会議長会の総会を盛会に開催することができました。

関東市議会議長会会長の任期満了により、それらの役職が終わると、全国市議会議長会の副会長に選任されました。丁度、小泉政権下で地方分権を促進する時期でもあり、地方6団体の動きが激しい時でした。

会長が、北九州市議会議長でしたので、急な国等との会議には私が代理で出席することがあり、その都度間違いの無いよう慎重に対応しました。

お陰様で全国規模の問題意識を持つ機会も得られ、勉強にもなり、極めて貴重な経験を重ねることができ、私の大切な財産となりました。

片や、私のライフワークとも言ふべき、国策による多摩ニュータウン事業に土地買収から関わってきた問題意識を持って、東京都における協議会の場を通じ住宅政策に協力した地元住民の思いや、お住みになった人たちが多摩ニュータウンに住んで良かったと言われるようなまちづくりについて多岐に渡る要望もし、議論したことが、昨日のように思い出されます。

中核市になり大きく発展を目指す八王子市議会として、地方自治の本旨を踏まえ、議決機関のあるべき姿を求め、今日的な時代背景のもと、提言も踏まえ、権限・権能を十分生かして、市民により信頼される市議会を構成されるよう、心からご期待申し上げ結びといたします。



第44代議長

飯沢 俊一

真の幸せを感じられる八王子へ

八王子市議会議長より、平成の時代の議長経験者に対し、市制 100 周年八王子市議会記念誌への寄稿依頼があり、議員当時を思い出し、ペンをとりました。

私は、昭和 62 年 4 月、川口地域の保守本流であった、奥住忠一氏（元川口村長、第 25 代八王子市議会議長）、須崎竹一氏（元八王子市議会議員）の後継者として、八王子市議会議員選挙に立候補させていただきました。この選挙においては田中幸作氏（元川口連合町会長）、高野光義氏（元上川西部町会長）、福島豊吉氏（元川口中部町会長）の他、川口地区の皆様を中心に多くの方々のご支援を頂き、初当選させていただきました。

当選時は、地元の人々の力となるべく、また、支援頂いた方々の代弁者としての活動をと頑張ってきましたが、期数を重ねるに従い、八王子市全体に視野を広め、議員活動を行ってきたと自負しております。

歳を重ねたせいか、近頃「真の幸せ」について考えることがあります。世に財を成し遂げた、あるいは名誉や地位などを得たなど、傍目からは幸せそうに見えても、本人がどのように感じているか、その点だと思います。その人が、自分の持っている能力に、さらなる研鑽を重ね「やりきりつつある」「やりきった」という内面的な達成感が「財」や「地位」、「名誉」を上回る「真の幸福感」だと思います。

市議会議員として 5 期 20 年、平成 17 年 6 月には、第 44 代の市議会議長に就任、議会人として最高の地位につかせて頂いたことは、本当に幸せ者だったと、感じ入っております。

「譲って損なく、奪って益なし」昔、小学校の校庭にあった銅像の二宮尊徳公の名言の一つですが、かねてよりこの言葉を心とし、歩んできました。これから、更なる精進をしつつ、頑張っていくつもりです。

市制 100 年、そして一昨年、中核市になった本市が、更に「心豊かな八王子」「市民に幸せを与える八王子」として発展していくよう、心から願っています。



第45代議長

高木 順一

市民に優しい制度づくりを

八王子市市制 100 周年を迎え、心からお喜び申し上げます。併せて小宮町合併 76 周年でもあります。

現在の東北部地区と大和田地区及び中野地区を昭和 16 年に合併しました。このことは、現在の八王子市の発展の礎として寄与しています。この合併での税収増により、区画整理事業の第 1 号として本町地区の区画整理が開始されました。

また、昭和 30 年の大合併では地区の行政組織は守られましたが、旧小宮町は分割され東北部地区は残り、大和田・中野地区は八王子市街地に編入されました。このようなことは他に例を見ない特筆されることでもありました。

八王子市との合併では幾多の反対運動が繰り返され、警察官が動員された議会もあったことを地域の先人から聞かせて頂きましたが、相互理解のもと、現在の姿に至りました。合併により人口及び面積も拡大しましたが、合併が起因で行政運営の問題点が潜在化していることも事実です。

議長経験者として、まず議長は、円滑な議会運営と議員の主張を発揮できる環境を念頭におき、努めさせて頂きました。

平成 20 年第 3 回定例会に市長と議員の地位と影響力を不正に利用しないようにとする「政治倫理条例」が提案されましたが、それに対して、条文の一部に異なる意見を持つ議員から、翌年 1 月に対案となる「政治倫理条例」が提出され、市議会が二分されるような状態になりました。

対案の提出で、2 月に臨時会が開催されましたが会議冒頭、発言通告に個人名等の記載があり、項目削除の動議が出され、険悪なムードになりそうでしたが、議会運営委員会を直ちに開催し、議員の意見調整をし、円滑に議会を進めたことを思い出します。

また、平成 20 年 8 月には「はちおうじ子ども議会」が開催され、小中学生の子ども議員から、まちづくりに関する様々な提案があり、闊達な子供の意見を市政へ反映させることができました。この提案により、「子ども政策課」の名称が「子どものしあわせ課」に変更されたことをうれしく思いました。

議員の皆様には、これからの八王子市の発展と市民の立場に立った議員活動と議会運営をお願いするとともに、特に民主主義の発展のため、弱者に優しい制度作りを期待しまして、八王子市の益々の発展を祈念します。



第46代議長

市川 潔史

将来を視野に入れたまちづくりを

私は、平成21年6月から23年4月までの2年間、議長の任にありました。

この2年間における特筆すべき事項として、東日本大震災の発生、関東市議会議長会会長への就任、議会基本条例制定に向けての検討などがあります。

平成23年3月11日、市議会は、予算等審査特別委員会4日目、総括質疑の真最中、突然、大きな揺れに襲われた委員会室、委員長が休憩を宣言、直ちに市執行部と善後策を協議し、その日の予算等審査特別委員会を中止しました。

翌週、月曜日の朝、各会派の総意で、予算議案の議決のみをするための本会議を28日に開催することを決定し、他の全ての審議を中止し、市が行う被災地支援等をサポートすることになりました。事実、「計画停電」の実施により市民生活も不安定な状況にあり、賢明な判断だったと考えています。

また、関東市議会議長会会長の任にあった1年間は、殆どが「議員年金廃止」についての議論でした。今思えば「当然」の結論ですが、関東200を超える各市議会においては反対も多く、その中で経験豊富な先輩議長に助けられ、一定の成果を上げられたと感謝するところであります。

そして、私の議長就任時の思いは、大きく変化する時代を見据え、本議会も「改革」しなければならないとの強い危機感から、議会基本条例制定を視野に入れた検討を提案したことです。

その背景には、平成18年に財政破綻した北海道夕張市の存在がありました。経過を見れば、炭鉱閉山後の都市経営において、多くは市執行部の判断ミスとともに議会の責任を問う論評が多かったこと、併せて、名古屋市をはじめ市民受けを狙った市長サイドから、報酬等の半減、議員定数の削減等を声高々に叫ばれて、市議会の使命をないがしろにする世論が高まっていたことがあります。

その後、多くの議論を経て、平成26年4月から議会基本条例が施行されました。2年間という時間的には短い間ですが、多様な経験を積ませて頂き、改めて感謝いたします。

最後に、今後の市議会に望むことですが、議員は、多くの市民から負託を受けて、4年間仕事を行う訳です。その視点が、現在の市民、有権者への対応となるのは当然ではありますが、まちづくりには時間がかかります。即ち、現在の判断や決断が10年後、20年後の市民生活を決めてしまうことも多々あります。ならば、将来に目を向けた視野で、可能な限り勉強を重ねて、その負託に答えていくことが、最も重要な事項と考えています。



第47代議長

水野 淳

議論を通じ、更なる議会改革を

私は、平成 23 年 4 月 24 日の市議会議員選挙で 4 期目の当選を果たし、5 月 18 日に行われた臨時市議会で議長に就任しました。

八王子市議会では、議長の資格要件として、市議会議員として 4 期を経験した議員が就任するというようなことがあるのですが、特に明文化された既定は無く、今後、議論すべき事項ではないかと考えています。

私が議長に就任した平成 23 年からの 2 年間は、市議会の運営以外にも全国市議会議長会、関東市議会議長会、東京都市議会議長会関連の役職が多く有り、多忙を極めました。

前議長が、関東市議会議長会の会長職にあったため、残任期間を引き継ぎ、会長として八王子市内で総会を行い、その後、相談役に就任しました。

それに併せて、全国市議会議長会での役職が部会長から副会長になり、また、東京都市議会議長会では、副会長から会長に就任し、2 年間、大変充実した貴重な活動と経験ができたと思っています。

特に、全国市議会議長会副会長の時は、会長が所用で出席できない会議には、関東部会から選出されている副会長が出席することとなるため、首相官邸で行われた国と地方の協議の場での社会保障・税一体改革分科会に出席し、消費税増収分の取り扱いについて、3 度出席し議論を行いました。

また、東日本大震災からの復旧・復興の早期実施の要望活動や社会保障と税の一体改革など真の地方分権の実現に向けても副会長として活動させて頂きました。

市議会では、改選前に議会基本条例等検討会が設置され、議会基本条例などを含め 4 件について検討され、報告書が出されていたので、私は、議長就任挨拶で、議会基本条例については、全会一致で制定を目指すことを表明しました。

平成 23 年 10 月に素案準備会を設置し、全議員研修会などを開催し、平成 25 年 2 月に議会基本条例策定特別委員会を設置しました。更に、平成 24 年 1 月には、石森新市長を迎え、公約である中核市移行に対しても、平成 24 年 10 月に中核市移行調査特別委員会を設置して議論をしました。この 2 件の案件を各議員、各会派の協力により全会一致で制定できたことは、八王子市議会の大きな成果であったと思っています。

これまで、八王子市議会では、様々な議会改革が行われています。しかし、変えたから良いのではなく、常に全議員で考え議論して、更なる改革が実施されて行くことを願い、記念誌の挨拶とします。



第48代議長

小林 信夫

議員の使命と責任を自覚して

八王子市議会記念誌発刊に寄せて、思うところを披歴させていただきます。

私が議長の任にあった2年間は、八王子市議会が大革命への第一歩を踏み出した極めて重要な時期であったと認識しています。

平成22年5月に議会基本条例等検討会が設置されてから3年4か月を経て、平成25年9月に議会基本条例が全会一致で可決、成立しました。

条例にのっとり、一般質問における一問一答方式の導入、議会報告会の開催、委員会における委員間討議など、新たな試みがようやく始まりました。

平成11年に成立した地方分権一括法及びその後の数次にわたる地域主権「一括法」によって、機関委任事務の廃止をはじめ、国の関与の廃止や緩和が進み、それに伴って条例制定や政策決定など、自治体の裁量権が大きく拡大されると同時に、地方自治の二元代表制の一翼を担う議会の権能もこれらの法整備によって拡大して来ました。

しかしながら、本来果たすべき行政の監視機能や政策立案機能、住民意思の集約機能などが十分に発揮されていないという厳しい批判が地方議会に向けられています。

私は、平成25年6月の議長就任に際して、「地方分権の進展とともに、議会の役割は一層重要なものとなり、その権能を十分に発揮するためには、不断の検証と改革が欠かせない。本市議会においても、議会基本条例を作っただけでは意味がない。その条例に魂を入れるものこそ、市民の負託を受けた一人ひとりの議員活動であり、民主的でありはりのある議会運営である。」との趣旨の挨拶をさせていただきました。

地方議員の不祥事や不正事件などに端を発する地方議会への不信感や議会不要論に真正面から対峙し、それを乗り越えていくためには、我々議員一人ひとりが襟を正し、議員の使命を深く自覚するとともに、議会がその権能を発揮し、その役割を確実に果たしていくための改革への不断の努力が必要不可欠であると信じています。

私の任期満了直前の平成27年4月、本市は、都内初の中核市に移行し、行政及び議会の守備範囲はますます広く、責任はますます重くなっています。

市制施行100周年の節目を刻んだ今、改めて市民福祉の向上と本市の持続的な発展に重大な責任を負う議会の役割と議員の使命に思いを致すとともに、改革の歩みを更に力強く進めてまいりたいと心中深く決意しているところです。



第49代議長

福安 徹

次の100年に向けたまちづくりを

市制 100 周年、誠におめでとうございます。

東京都で、最も歴史のある市として、次の 100 年に向けて、持続可能なまちづくりを進めていってもらいたいと考えています。

私は、平成 27 年 5 月から 29 年 6 月まで、第 49 代議長を務めさせて頂きました。

議長在任中は、全国市議会議長会、関東市議会議長会、中核市議会議長会など多くの団体での様々な会議に出席させて頂き、他の自治体の抱える問題や解決に向けての取り組みなどをお聞きしました。特に中核市議会議長会は、同程度の規模の自治体の集まりで、そこでの研究や講演は、本市の課題解決に向けた貴重な学びとなりました。

議会活動では、議会改革の取り組みを議員の皆さんと進め、恒例となった議会報告会も、その内容や開催方法などについて、多岐にわたって話し合いを実施して参りました。また、市民と議会をつなぐ、議会だよりの改革にも取り組み、愛称の公募を行い、「ひびき」という素敵な愛称を付けることができました。市民とひびき合う議会の思いが込められた名称です。また、その 1 面を飾る写真も、市民の皆さんからの公募で、毎回、八王子の四季折々の風景が紙面を飾っています。この取り組みを始めた当初は、なかなか写真が集まらず心配しましたが、今では市民の皆さんの力作が多く寄せられ、毎号どの写真を選ぶか迷っています。紙面も工夫を凝らし、分かり易い紙面構成や挿絵、写真掲載の増加、文字を大きくすることなど、一人でも多くの市民に読んで頂けるよう改良を重ねました。

今後は、人口減少高齢化社会が、確実に日本に迫ってきます。避けて通れない問題ですが、基礎的自治体としては、魅力あるまちづくりを進めていくしかないと考えています。企業誘致や企業維持に差別化した取り組みを継続的に行い、雇用と税収を確保し、子育てや福祉対策、まちづくりに取り組んでいく必要性を感じています。

八王子駅周辺、ニュータウン地区、そして高尾地区や西部地区、一つのまちで様々な顔を持つ八王子でそれぞれの行政課題は多様ですが、市民の皆さんの代表として、これからも魅力あるまちづくりに取り組んで参ります。

市議会の活動

昭和 60 年代からこれまでを振り返ると、人口増に伴う清掃工場、公園、下水道などの施設整備が進められるとともに、圏央道をはじめとする重要な幹線道路の整備、多摩ニュータウンや八王子ニュータウンの開発が進むなど、まちの姿が大きく変わる時期でした。同時に、平成 5 年に衆参両院により地方分権に関する決議がなされ、平成 12 年には、地方分権一括法が施行されるなど、地方分権の大きなうねりがあった時期であり、地方の裁量が拡大し、基礎自治体の行政能力が問われることとなりました。本市も更なる行政サービス向上を目指して、行政事務の拡大をはかるため、平成 27 年 4 月に中核市に移行しました。

ここでは、この大きな変化の時代における市議会の特徴的なできごと、市長や議員、議会のあり方を定めた 2 件の条例制定、議会の情報発信、災害対応について紹介します。

30年間のできごと

行政の監視役と意思決定機関として、地方自治における市議会の役割は大変重要であり、その機能を発揮するためには充実した議会審議によりその責務を遂行しなければなりません。地方分権の推進で自治体の役割が増すとともに、市議会も更に重要な役割を担うようになりました。

八王子市議会では、平成16年の地方自治法の改正により市議会定例会の開催回数の制限が撤廃された以後も、従前どおり定例会を年4回開催しており、市長は、第1回を2月に、第2回を6月に、第3回を9月に、第4回を11月に招集しています。

定例会の主な議事は、一般質問、諸報告、議案審議（予算、決算、条例制定、意見書、決議等）、請願審査などです。

なお、新年度予算審議は第1回定例会で、決算審議は第3回定例会で行われています。

また、改選直後には、臨時会を開催し、正副議長選挙や常任委員会委員等の選任を行います。改選から2年経過した後の第2回定例会では、常任委員会委員等の任期満了による新たな選任に合わせ、正副議長の選挙が行われます。

市議会では、昭和61年以降の30年の間に、市長提出議案約4,700件、議員提出議案約700件の案件を審議するなど、様々な角度から議会としての活動を行ってきました。

昭和61年(1986)

6月定例会

◎国保財政の危機打開に向けて

国民健康保険事業では、医療費等の増加、退職者医療制度の創設による国庫補助金の削減などにより、大幅な財源不足となっているとして、前年度末の3月31日に市長が行った補正予算の専決処分報告に関連して、補助金削減の問題や保険税の徴収率等について多くの質疑がありましたが、賛成多数で承認しました。併せて議員提出議案「国保財政の危機打開に関する意見書^{*}」を全会一致で可決し、総理、大蔵、厚生、自治各大臣に要請することとし、9月に正副議長、各会派代表者、総務企画委員、国民健康保険運営協議会委員が各大臣に面会し、国保財政の危機打開を強く訴えました。



厚生大臣に意見書を提出

昭和 62 年 (1987)

3月定例会

◎議員定数問題、審議未了で終結

昭和 61 年 11 月から 12 月にかけて、市議会議員の定数削減や削減に反対する請願^{*}、陳情^{*}があわせて 10 件、議長に提出され、これらの審議のため市議会は、委員 10 名で構成する「議員定数に関する特別委員会^{*}」を昭和 61 年 12 月定例会で設置しました。



定数問題を報じる市議会だより

特別委員会は、議会開会中に結論が出せなかったため、閉会中の継続審査の申し出を行い、請願や陳情の提出者との懇談会を行うとともに、直接、住民の意見を聞くための地方自治法に基づく公聴会^{*}を市議会史上初めて開催し、特別公述人^{*} 4 名、一般公述人 12 名から賛成、反対の意見を聞き、審査の参考としました。

この間にも、新たに定数削減反対の請願があり、付託された件数は 14 件となりました。

特別委員会では、議員定数を定めている法の精神、行政改革との関係、合併と人口増、他市との比較等々の議論を重ねましたが、3 月に至っても結論が出せなかったため、3 月 30 日最終日の本会議で中間報告を行うとともに、再度継続審査の申し出を行いました。しかし、この特別委員会は、4 月 30 日議員の任期満了により消滅し、これらの請願、陳情 14 件は、審議未了^{*}となってしまいました。

◎議員提出議案「議員定数条例の一部改正」を否決

3 月 28 日、12 名の議員から、議員数を 40 名から 38 名に改める条例案が議員提出議案として提出されたため、最終日である 30 日、本会議開催前、議会運営委員会を開催し、この議案の取り扱いについて協議を行いました。

議会運営委員会では、突然、提出されたものでルール上認められない、議員削減の請願、陳情は特別委員会で継続審査となっており、議員提出議案ということで提出されたことは信義にもとる、一方、正規の手続きで提出されたものであり、受付せざるを得ない等の意見が出され、議論の結果、この議案は、本会議に上程することになりました。

本会議では、提出者から行政改革の推進に議会自ら範を垂れること、市民要望の実現に当たっては、必ずしも議員の介在を必要としない状況もあること、削減した経費を事務局の体制の強化に充てる等、議会機能の万全、議会体質の改善を目指すべきであるとの提案理由が述べられました。

これに対し、地方自治法の議員定数基準からいって、本市議会は、現在でも基準を下回っており、今回の提案は納得ができない、他市と比較した 1 票の格差をどう考えるのか、議案の提出時期が突然で調査、検討する時間が無いなどの反対意見が出され、採決の結果、反対多数で否決しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

9月定例会

◎委員長報告、意見書採択で動議が出され、会期を延長

本会議最終日、総務企画委員会委員長報告に対する討論で、請願を否決した会派^{*}の名称を発言したことについて、発言の取り消しを求め動議^{*}が出されましたが、後刻調整することとし、本会議は進められました。

昼の休憩時間中に、議会運営委員会を開催し、発言の取り消しについて調整しましたが、調整に時間がかかり、途中、会議規則で午後5時までとされている会議時間の延長手続きのための本会議を再開しました。会議時間の延長を行った後、再び休憩となり、本会議の再開が大幅に遅れてしまいました。

その後、本会議を再開しましたが、今度は、三宅島米軍基地建設反対に関する意見書の採択について、記名投票の結果、可否同数で議長が可否について決裁することとなりましたが、今後の議会運営にも重大な問題があるとして動議が出され、再び調整のため休憩となりました。

この調整にも時間がかかり、会期末が迫る中、他の議案の審議も残されていたため、再開された本会議で、会期^{*}を延長する動議が出され、議会運営委員会での協議を経て、会期を1日延長する手続きをとりました。残った議案の審議を行い、閉会したのは翌日の午前1時24分でした。

昭和 63 年 (1988)

9月定例会

◎補正予算代表質疑の発言通告書に掲載漏れ

市長から提出された一般会計等補正予算とこれに関連する議案に対する代表質疑において、発言通告書に掲載されていない項目の質問があるとして、動議が出されたため本会議を休憩し、議会運営委員会で調整することになりました。

議会運営委員会で確認したところ、代表質疑を行う議員からの発言通告書には、当該議案への質問が正規に記載されており、事務局で行う代表質疑一覧表作成段階での掲載漏れであったことが判明しました。このことから、再開後の本会議の冒頭、議会事務局長が経過についての説明と謝罪を行い、合わせて議長からの謝罪の発言があり、代表質疑は、続けられました。

平成元年 (1989)

3月定例会

◎基本構想を特別委員会で審査

3月2日の本会議で、市長から「昭和53年に策定された本市のまちづくり基本方針である現基本構想は、市民の参加と協力



基本構想を提案する波多野市長

でまちづくりが進められてきたが、10年の歳月は、当時予想しなかった社会情勢の変化をもたらし、高齢化、高度情報化、国際化の波は、行政運営に大きな影響を及ぼすようになってきた。また、多くの人口の流入は、都市基盤整備の遅れと都市の自立性や活力の低下をもたらしてきた。こうした状況を踏まえて、現基本構



策定された基本構想

想の基本姿勢である市民の自主的な行政への参加を基本理念として継承しつつ、21世紀への飛躍を目指し、さらに充実したまちづくりに取り組むため基本構想の改定を行いたい」と提案があり、市議会は、委員10名で構成する「基本構想特別委員会」を設置して審査することとしました。

特別委員会では、基本構想の提案時期、市民参加の問題、高齢化社会の問題、文化行政、職住近接の自立都市、人口問題と土地利用などについて2日間にわたり審査を行い、賛成多数で原案のとおり可決することと決定しました。この報告を受けた本会議においても賛成、反対の討論^{*}が行われた後、記名投票^{*}により27対10の賛成多数で可決しました。

6月定例会

◎副議長選挙で投票用紙を別の紙に包み投票

議長選挙に続いて行われた副議長選挙で、投票用紙を別の紙で包んだものがあつたが、投票用紙は正規のものであったため、立会人確認のもと有効とし開票作業を進め、議長が副議長当選の告知をしました。当選告知後、当選の有効性は認めるが、投票用紙を別の紙に包んで投票されたものがあり、開票事務に瑕疵があるのではないかと動議が出され本会議を休憩し、議会運営委員会で調整することとなりました。



議会運営委員会では、副議長選挙自体は、有効であると認めるが、別の紙に包んで投票する行為が有効か、無効かを論議しました。その結果、投票用紙が別の紙に包まれていることを発見した時点で立会人の確認を受けるべきで、開披してから確認を受けたのは配慮に欠けたとして、事務局に開票作業を慎重に行うよう強く求めました。

また、このような行為は、議員のモラルに問題があるとして、その取り扱いを会派代表者会^{*}に委ねることとしました。

再開された本会議で議会事務局長は、開票は立会人の立ち会いを得て実施されたところであり、開披分類の後、立会人の意見を聞き有効性を判断しました。しかし、このような場合、開披分類前に疑問票として立会人の意見を聞き投票の有効、無効を判断すべきであったとして、開票事務の不備を謝罪しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

◎本会議の呼称を変更

平成元年10月、議会運営委員会での検討を経て、議会会期中に、議案の熟読期間を含め、十分な審議日程を確保し、慎重審議を行うため、12月定例会及び3月定例会を、それぞれ、11月、2月に招集するよう、市長に対し要望書を提出しました。

これに対して市長は、「3月定例会は、年度末及び年度開始前であることから各定例会のうち最も多くの議案が予定されている。また、重要議案である新年度予算案及びこれに関連する諸議案の調製に当たっては、国家予算、東京都予算等による施策を勘案のうえ年間総合予算を編成しており、要望の主旨に沿うことは相当困難である。しかし、12月定例会は、主に前年度の決算認定の審議であり、円滑かつ実質的な審議ができるようその内容の充実努めるとともに、他の財務事務の関係から12月となっているが、再度、検討を重ね、11月30日に招集できるよう準備を進めている」と回答がありました。

この回答を受け、会派代表者会、議会運営委員会で協議を行い、12月定例会の招集を11月とすることを了承するとともに、本会議の呼称を「元号〇年〇月定例会」から「元号〇年第〇回定例会」と改称し、平成2年3月から実施しました。

平成2年(1990)

第3回定例会

◎議事進行上の不手際を問われ、会期を延長

定例会最終日、都市建設委員会委員長報告に対する質疑の答弁に対し、同委員会所属の議員から、委員長の答弁はおかしい、また、報告内容も不十分だとして、委員会の活動をありのままに報告することを求める議事進行動議が出されました。

議長は、委員長報告は速記録を精査の上報告しているので、了承願いたいとして、議事を進行しようとしたしましたが、同議員はこれに納得せず、報告内容が不十分であることについての発言を更に続けました。

これに対し、他の議員から、同一の委員会に所属する議員が委員長報告に対して質疑しないというのが慣例だとして動議が出され、この動議が採決され可決しました。

この動議の採決に対し、議長の議事運営に不手際があるとして、動議が出されましたが、他の議員から調整のための動議が出され、本会議は休憩となりました。

議会運営委員会での調整に時間を要したため、定例会最終日でもあることから、午後11時49分に本会議を再開して、会期の1日延長を行い、再び休憩としました。

調整が整い、再開された延長後の本会議で、議長が冒頭、議事進行上、不手際により長時間、議事の空白を招いたことを謝罪するとともに、所属委員会委員が質疑した前例がないということで議事を進行したことは、事実誤認であったと訂正し、都市建設委員会委員長の補足答弁が行われました。しかし、その後も委員長報告に対する質疑が続き、途中、調整のための休憩を挟みながら議事は進行され、他の案件を処理し、閉会したのは翌朝、午前8時38分でした。

第4回定例会

◎八王子市職員の定数条例の一部改正議案に附帯意見を付して可決

市長から「人口増加に伴う行政需要の増大、事務の多様化、高度化が見られ、それに即した市民サービスに徹する執務体制の充実、施設の開設等のため、130名の職員増を図りたい」として、「八王子市職員の定数条例の一部改正条例について」が提案され、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、職員を必要とする事務事業の内容と職員増の内訳が示されていない、あるいは、職員の適正配置、事務事業の合理化、民間委託を含めて最小の経費で最大の効果を図るべきあり、その点が示されなければ納得できないとの意見が出され、3回にわたり審査が行われました。

その結果、「行政需要の多様化の中で、理事者は、現行の事務事業の見直しを行い、市民サービスの向上に努めるとともに適正で合理的な職員配置をされるよう強く要望する」との附帯意見を付けて可決すべきもの決定し、平成3年第1回定例会で本会議に報告しました。本会議においても、委員会報告のとおり可決しました。

◎自主学童クラブ存続のため、余裕教室の利用等を求める請願に意見を付して採択

上壺分方自主学童クラブ会長から、現在使用している施設は、民間の借家であり、間もなく賃貸契約の期間が終了するため、上壺分方小学校の空き教室を自主学童クラブとして利用させてもらいたいという「上壺分方自主学童クラブ存続のため、上壺分方小学校の余裕教室利用等を求める請願」が提出され、厚生水道委員会に付託しました。



厚生水道委員会では、学校施設の管理運営の問題、学校関係者の理解などについて、議論した結果、空き教室もあり、学校施設の開放は可能であるという答弁があるので、「開放基準を定めるとともに、関係者の合意を得て趣旨に沿うよう努力されたい」との意見を付して、採択してはとの発言があり、全会一致で可決すべきものと決定し、本会議に報告しました。本会議においても、委員会報告のとおり可決しました。

なお、上壺分方小学校の余裕教室を活用した上壺分方学童保育所が、平成3年10月開設されました。

◎議員提案の乳児医療費助成条例について議論を重ね可決

定例会最終日、1歳未満の乳児に対して医療費の一部を補助することを内容とする議員提出議案「八王子市乳児医療費助成条例設定について」が上程されました。

この議案は、厚生水道委員会に付託され閉会中の審査が行われました。

平成3年3月の厚生水道委員会では、引き続き審査を行ってはとの意見もありましたが、可決すべきものと決定され、本会議に報告しました。

しかし、本会議では、賛成討論が行われたものの記名投票の結果、18対19の反対多数で否決され、廃案となりました。

その後、平成3年4月に市議会議員選挙が行われ、選挙後、初めてとなる平成3年第2回定例会に再度「八王子市乳児医療費助成条例設定について」が議員提出議案として上程され、前回と同様に厚生水道委員会に付託され審査することとなりました。

本会議閉会中の審査を重ね、平成3年12月の委員会で、近い将来、都が実施することが予想されるため反対するとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定し本会議に報告、本会議においても原案通り可決され、平成4年10月1日から乳児に対する助成が始まりました。

その後、議会での様々な議論を経て、条例名が「八王子市乳児医療費助成条例」から「八王子市乳幼児医療費助成条例」に変更されたり、対象年齢も段階的に引き上げられ6歳未満（平成13年10月施行）にすることや所得制限の撤廃（平成19年10月施行）が行われました。

年月日	乳幼児医療費助成制度					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成4年 10月1日		1歳未満児対象				
平成5年						
平成6年 1月1日				3歳未満児対象		
平成7年						
平成8年						
平成9年						
平成10年 10月1日					4歳未満児対象	
平成11年						
平成12年 10月1日						5歳未満児対象
平成13年 10月1日						
平成14年						
平成15年						
平成16年						
平成17年						
平成18年						
平成19年 10月1日	所得制限撤廃					

乳幼児医療費助成制度の変遷

平成3年（1991）

第1回定例会

◎新年度予算審査中に人件費の補正予算が提出される

平成3年度当初予算について予算等審査特別委員会で審査中に、当初予算編成時まで環境が整わず未計上であった職員増員等に関し、人件費の増額を行う新年度予算の補正予算が提出されました。これは、平成2年第4回定例会に上程された、八王子市職員の定数条例の一部改正に関連するものでした。

この補正予算は、予算等審査特別委員会総務企画分科会後に開催された総務企画委員会で審査されました。委員会では、平成3年度の当初予算が議決されていないのに、平成3年度の補正予算を審査するのは理解できないが、便法というならやむを得ないとの発言があり、原案のとおり可決するものとし、本会議において、平成3年度当初予算を可決後、補正予算も可決しました。

第4回定例会

◎多様な案をふまえリサイクル条例を制定

バブル景気と相まって、大量消費、大量廃棄で市民生活から排出されるごみ処理が全国の自治体で大きな課題となっていました。国は、平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を大幅に改正、都もごみ減量、リサイクルの強化を検討していました。

市も最終処分場の利用期限の問題があり、ごみ市民会議を立ち上げるなどしてリサイクル、ごみ減量について検討、また、市議会には、平成3年9月、リサイクル条例の制定を求める請願、ごみの分別回収についての請願が提出されるなど、本市においても大きな課題となっていました。

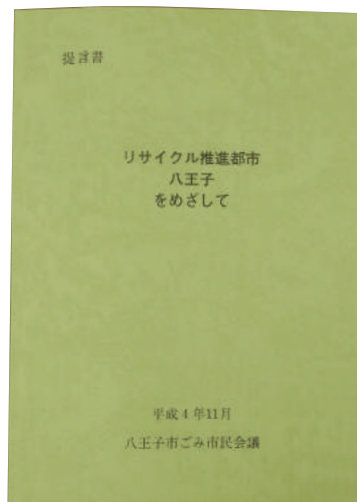
そのような中、ごみの減量、リサイクル都市づくりの取り組み、地球環境問題の改善に寄与することを目的とした議員提出議案「八王子市リサイクル条例制定について」が上程され、厚生水道委員会に付託されました。

厚生水道委員会では、国の廃棄物処理法改正に伴う具体的な方策を示す政令が出ていない、政令が示されるまで待つべきだ、また、ごみ市民会議の議論の推移、市において清掃条例改正の検討がされているなどの意見があり、継続審査することとしました。

平成4年第4回定例会で市長は、現行の清掃条例を全部改正した「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例設定について」を上程、併せて市民から直接請求[※]のあった「八王子市資源の再利用に関する条例設定について」を上程しました。これらの条例も厚生水道委員会に付託され、継続審査中であつた議員提出議案「八王子市リサイクル条例設定について」と併せて閉会中の委員会で審査しましたが、3条例とも大差がないので、委員会は、調整のための三者の話し合いを要請して継続審査としました。

委員会の要請を受け、三者での調整が行われ、議員提出議案は撤回されることとなり、平成5年第1回定例会の委員会で市長提出議案と直接請求の条例が審査され、三者の合意ができていたため、直接請求の条例は否決、市長からは三者の意見を調整した修正案が出され、原案とともに可決すべきものと決定しました。

本会議でも同様に、原案の一部を修正した「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を可決しました。



ごみ市民会議からの提言書



清掃条例の改正を報じる市広報

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

平成4年(1992)

第3回定例会

◎土地信託で特別委員会を設置

多摩ニュータウン西部地区にある南大沢駅の南側の市有地を複合施設の用地のみに利用するのではなく、厳しい財政事情下で、初期投資が少なく、長期間にわたり安定した配当が受けられる土地信託制度により、公共・公用施設併設の賃貸用業務ビル（現フレスコ南大沢）を建設し、公有地の一層の有効活用を図ろうとする「土地の信託について」の議案が提出され、特別委員会を設置し、審査することとしました。

委員12名で構成された「土地信託特別委員会」では、信託制度の導入を決定した理由、信託方式の実態、採算上の問題、施設面等について論議した後、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議では、反対討論がありましたが、記名投票の結果、34対5の賛成多数で原案のとおり可決しました。

なお、この土地信託については、毎年第2回定例会で、運営状況の報告が行われています。



土地信託制度により建設された
フレスコ南大沢

第4回定例会

◎公共施設の使用料等の改定条例を一旦は否決

市民会館、市民集会所、公民館などの公共施設の使用料値上げと有料化の実施に関連する条例改正議案14件が上程されるとともに、これに反対する請願27件が提出されました。

これらの条例改正議案と請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託され、審査を行いましたが、会期中に結論が出ず、各委員会とも継続審査となりました。平成5年第1回定例会で、本来の公

共施設がどうあるべきか、市民の考え方と市の公共性の捉え方が大きくかけ離れている。市民の声を聴き、議論を深めてから再出発すべきではないか等の意見が多数出され、各委員会とも条例改正案は否決すべきものと決定したとの報告があり、本会議においても否決となりました。

その後、市長は、議会での審議過程の意見を踏まえ、公共施設の使用料のあり方について総合的に検討することとして、平成5年7月、市民代表と学識経験者で構成する「八王子市使用料等検討会」を設置しました。



検討会から提出された最終提言



有料化が検討された郷土資料館

平成5年12月に検討会から中間提言が出され、市長は、この中間提言を慎重に検討し、受益者負担の公平、適正化に努めることとして、現行有料施設等に関り、使用料の改定を行うとして、平成6年3月、新年度予算案と合わせて提案、予算等審査特別委員会で審査された後、本会議において可決されました。

また、平成6年7月に検討会から出された最終提言の中で、早期に有料施設に移行していくものと位置付けられた、地域市民センター、市民集会所、総合福祉センター、陵南会館、滝が原運動場について、市長は、平成7年第2回定例会に補正予算と関連する条例の一部改正議案など5議案を提案しました。また、これに関連した公共施設の有料化に反対する請願11件が提出されました。

市議会は、これら議案と請願を審査するため、11名の委員で構成する「公共施設使用料等審査特別委員会」を設置して審査を行い、5議案を可決すべきものとし、請願11件は、不採択とすべきものとししました。この特別委員会の報告を受けた本会議でも、賛成、反対の討論の後、記名投票を行い、28対11の賛成多数で議案5件は可決され、請願11件は不採択としました。

平成6年(1994)

第1回定例会

◎総務企画委員会が秘密会を3度開催

総務企画委員会に付託となった恩方地域新設コミュニティセンター建築工事請負契約議案の審査において、入札価格を巡り、最低制限価格の漏えいがあったのではないかという業界内でのうわさがあり、事実関係を明らかにすることに重点をおいて審査が行われました。

3月3日に開催された委員会では、いくつかの質疑の後、本市として初めての制限つき一般競争入札の中で起きた事態であり事実を究明する必要がある、また、最低制限価格の漏洩の真相究明の必要がある、秘密会で論議をすることを希望するとの意見が出され、委員会を休憩し、秘密会を開催して市側から事情聴取を行いました。その後、再開した委員会で市側に業者間のうわさの真相について調査を依頼し、継続審査としました。

3月17日に再度開催された委員会で、市側から、現時点では、落札者に不正があったと断定することはできない、行政側についても不正はなかったと確信しているとの報告がありましたが、市の対応が甘いのではないかと意見があり、委員会として参考人を呼ぶこととし、継続審査としました。



建設中の恩方市民センター

委員会は、3月22日、23日に秘密会を開催し、参考人から意見聴取を行い、23日の秘密会終了後に開催した委員会で「今後、入札にあたっては、より一層慎重に取扱い、入札制度への信頼を高めるよう努力されたい、また、業界に対して指導強化されたい。」との意見を付して、この請負契約締結を可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議でも、委員会報告のとおり可決しました。

第2回定例会

◎市議会史上、初めての諮問審査

市長が行った学童保育所入所保留処分について、その取り消しを求めて、地方自治法第244条の4に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、3件の異議申し立てがあり、市長は、同条第4項に基づきこれらについて市議会に諮問しました。

市議会は、これを総務企画委員会に付託し、審査を行い、入所が受け入れられなかったことによる生活基盤が脅かされる問題、学童保育所設置の不十分さ、行政の責任などについての論議をしました。この異議申し立ては、妥当とする意見もありましたが、採決の結果、棄却すべきものと答申することとなりました。

この報告を受けた本会議でも、異議申し立てを妥当とする議員の討論がありましたが、採決の結果、棄却すべきものと答申することに決定しました。

閉会中の厚生水道委員会

◎市職員の公金横領事件を委員会で報告

平成6年5月の厚生水道委員会に、平成4年3月に定年退職し、その後、再任用した職員による公金横領事件が発覚し、懲戒免職処分を行ったとの報告が行われました。

これは、市民から粗大ごみ収集時に発生した物品の損傷事故について問い合わせがあり、確認調査を行ったところ、事故の報告もなく、徴収した手数料も納入されていないことが判明、さらに昭和62年から平成5年までの7年間の粗大ごみ収集手数料約550万円が着服されていたというものでした。

第2回定例会で、上記事件発覚の発端となった損害賠償金の支払いの報告があり、それに関連して、議員からこの問題は、単に賠償金を支払えば良いという問題ではなく、行政に対する信頼を失うという大きな問題である。したがって、内容を明確にするため、横領金額をしっかりと調査すべきだと指摘しました。

平成6年8月の厚生水道委員会で、市が徹底した内部調査を行った結果、昭和53年から平成5年までの16年にわたり、総額約1,800万円の横領が判明したと報告されましたが、市は横領金額が全額返還されて実質的な損失がないこと、新聞にも掲載され、懲戒免職という社会的制裁も受けていることから、刑事告発はしないと説明がありました。

委員からは、1,800万円も横領していた人間に退職金が支払われ、横領金額が返還されて損害がないからと言って、刑事告発しないのでは市民は納得しない、刑事告発を検討し、理事者もはっきりと責任を取るべきだと指摘がありました。

平成7年(1995)

第2回定例会

◎八王子市長の資産等の公開条例で修正議案を提出

法律の規定に基づき、市長の資産等の公開と、その対象となる資産の範囲、公開の手続き等について、必要な事項を定める「政治倫理確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例設定について」が上程されました。

本会議で、対象者を市長本人に限定したことや資産の取得状況、実効性の確保などについての質疑が行われ、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、委員から、原案では市長に限定している資産報告書について、より高潔性の確保の必要性から、資産報告書の作成の際、配偶者等の資産報告書を併せて作成しなければならないとする修正案が出されましたが、配偶者等のプライバシー保護の問題がある、公職者の家族といえども基本的人権は最大限尊重されなければならない等の発言があり、採決の結果、修正案は否決され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議においても、委員会の修正案と同様の修正案が提出されましたが、修正案は採決の結果、否決、原案は記名投票の結果、27対12の賛成多数で可決しました。

平成8年(1996)

第1回定例会

◎重度重複障害児者に対する補助金額増額の請願に意見を付して採択

重度重複障害者が通う施設に対して、特別重度加算の補助金交付などを求める請願が提出され、厚生水道委員会に付託されました。

厚生水道委員会では、現場視察を含めて4回にわたり審査を行い、重度重複障害者を抱える施設の厳しい運営状況については理解できた、また、市の財政状況から請願をこのまま実現するのが難しいことも認識しているので、意見を付して採択してはとの発言があり、「重度重複加算に代わる何らかの方策について、都と協議を進められたい」との意見を付して、採択すべきものと決定し、第4回定例会本会議で報告され、全会一致で採択しました。

なお、この請願の採択を受け、市は、補助金交付要綱を改正し、特別重度加算に代わる制度を新たに設けました。

第2回定例会

◎一般質問の関連質問の取り扱いを変更

ある議員の一般質問に他の議員から関連質問の通告があり、その取扱いを議会運営委員会で調整することとなりました。

議会運営委員会では、関連質問は自粛すべき、一般質問を2度やるようなことになる等の意見が出されましたが、これまで関連質問は、会議規則第62条第2項ただし書きで議

長がやむを得ないと認めるときはできるとされており、この取り扱いが曖昧であるため、改めて議会運営検討会で論議することとし、この定例会での関連質問は認められました。

その後、検討会で再三検討を行った結果、現行の会議規則は昭和43年の改正当時、一般質問に対する関連質問者が多かったため、あえて規則に規定していたものであったが、議会運営上円滑化を図るためには適当でない等の意見があり、解釈の明確化を図るため、ただし書きを削除することとしました。

この改正は、第3回定例会に議員提出議案「八王子市議会会議規則の一部を改正する規則設定」として上程され、全会一致で可決しました。

◎文教経済委員会での委員長の行動を巡り、本会議が混乱

定例会最終日、文教経済委員会委員長報告に対し、公民館の使用料設定の審査で、委員長が委員長職を副委員長に交代して、質疑、意見を述べ賛否に加わったことの是非について、同委員会所属の議員から質疑があり、委員長の恣意的な行動が会議の混乱を招いた上、公正中立であるべき立場を逸脱したとして、委員長辞職勧告動議が出されました。

これに対し、他の議員から辞職の必要は無いとして議事進行動議が出されましたが、辞職勧告動議が可決されたため、議会は混乱、本会議を休憩し議会運営委員会で調整することとなりました。その後、再開した本会議でも、会議運営を巡り混乱、文教経済委員会副委員長の間責動議、議会運営委員会での調整、本会議の再開、休憩を繰り返したため、会期末が迫り会期の延長が行われました。

その後も、議会運営委員会で調整しましたが、調整が着かず、議論を尽くしたとして、翌朝の5時に本議会が再開されました。しかし、今度は、文教経済委員長不信任動議が出されました。

これに対し、委員長の選任は委員会で行うもので不信任動議は意味のないものだとし、取り下げの動議が出されましたが、委員長の不信任動議は可決され、残りの議案を審議し、定例会を閉会しました。

その後、閉会中の7月に開催された同委員会の冒頭、委員長から第2回定例会において、委員会が混乱し、本会議にも支障を来したことに対し、委員長として大変申し訳なく思っている。今後は、副委員長とも十分協議の上、委員会を運営し、信頼が得られるよう努力するとの発言がありました。

閉会中の文教経済委員会

◎「オオバカもん」で委員会を急きょ開催

平成8年10月30日、私立幼稚園就園奨励費補助金申請書の記載例で、名前のフリガナが人を馬鹿にしたような表現となっていると新聞報道されたため、その事実経過等の確認のため、急きょ文教経済委員会が開催されました。

記載例で問題となったのは、世帯主欄に「大場嘉門」、妻の欄に「大場加代」、子の欄に「大場かおる」と表記され、フリガナでは、「オオバカもん」「オオバカよ」「オオバカおる」と読

めると言うもので、教育委員会からは、担当者に事情聴取を行ったところ、「前年の記載例を参考に、少し目立つようにと考えたもので、何かを意図して作った訳でない」とのことであったと報告がありました。しかし、委員からは、三例とも「オオバカ」を付けるということは、意図的としか考えられないので、もう一度、事情聴取することを強く要請しました。

11月2日は土曜閉庁日でしたが、教育委員会の要請により文教経済委員会が開催されました。教育委員会からは、再聴取を行った結果、本人から「補助金申請に関する文書は非常に硬いイメージがあるので、それを和らげようと考えて使った。しかし、結果的に市民に大変迷惑をかけ、深く反省している」、また、学務課長、担当係長からは、「減免額等は確認したが、記載例の内容は確認しなかった」ということでした。

委員からは、このような文書を読んで市民がどのような感情を持つか、配慮や思いやりが欠けている、決裁での管理職のチェック体制が不十分である、このようなことが、二度と起こらないよう認識を新たに、猛省してもらいたいとの意見が出されました。

これに対し、このような事が二度と起こらないよう全庁的に指導し、市民の立場に立った公務員としての働き方などを職員に周知徹底していくとの発言がありました。

閉会中の連合審査会

◎小学校の空教室の使用の不備を連合審査会で指摘

平成8年11月、総務企画委員会と文教経済委員会の両委員会に、八王子テレメディア(株)の備品が清水小学校の空き教室に保管されていたことが報告されました。これについて、文教経済委員会では、民間企業である八王子テレメディア(株)に学校施設を使用したことは問題があるとして指摘しました。この問題は、両委員会に関連するため、両委員会委員で構成される連合審査会を開催し、経過等について説明を受けることとしました。

市の説明によると、平成4年8月末頃、八王子テレメディア(株)から経営改善の一環として借りていたビルの事務所フロアを返却することに伴い、机、いす等の備品を一時収納する場所を探してほしいという要請がありました。そこで教育委員会に相談、教育委員会は、八王子テレメディア(株)は、八王子市が出資し、公共、公益的性質を有する会社であり、同社の緊急避難的な事であることから、教育長の判断のもとに、市立清水小学校ですでに倉庫として使用していた空き教室があったため、学校長と協議し、この倉庫の一部を同社の備品保管場所として、口頭許可で借用させることとしたとのことでした。

しかし、委員からは、今回の問題は、単に事務処理が不適切であったということではなく、市が出資しているとは言え、民間企業であり、そのような企業に学校施設を使用したことが問題だ、また、市はテレメディアについて、公共、公益な性質を持っている会社だと強調する時があれば、都合が悪くなれば民間企業だから中身は明らかにできない等と使い分けをしている、改めるべきであるとの意見が出されました。

教育委員会からは、当時、テレメディアは、経営的に大変厳しい時期であり、公共・公益的な会社であることから、保管場所の提供などの支援は、間違っていなかったと考えるが、手続き的な問題、貸出期間が長期にわたってしまったことについては反省しているとの発言がありました。

平成 10 年 (1998)

第 1 回定例会

◎議場コンサートを開催

平成 9 年 8 月、会派代表者会で、議長から地方分権の推進の一つとして、地方議会の活性化が言われている中、議会が市民に親しまれ、見直されるためにも、多くの市民に議会に来てもらうため、本会議開会前に、議場でクラシック音楽のコンサートを行いたいと提案がありました。

各会派代表者の賛同のもと具体的な検討を行い、その結果、21 校の大学を持つ学園都市である本市の特色を活かし、大学の音楽サークルの出演を得て、初日の本会議開会前に初めての議場コンサートを開催しました。その後、平成 13 年からは、一般市民の出演も募り、各定例会初日にコンサートを開催しています。



現在も続いている議場コンサート(平成29年第2回定例会)

◎予算等審査特別委員会に新年度予算の修正案を提出

平成 10 年度一般会計予算案に、八王子テレメディア(株)が、新たなインターネット接続サービスの設備投資等に要する資金確保のために計画された増資に対し、5,000 万円の出資をするという案がありました。

これに対し、既に民間事業者が、多数参入し事業展開を行っている分野に、なぜ公共が 5,000 万円もの資金援助をしなければならないのか、市民のための施策が大幅に削減されている中では、とても市民の理解が得られるものではないとして、予算等審査特別委員会に、平成 10 年度一般会計予算に対し、出資金 5,000 万円を削除した修正案が、委員 3 名から提出されました。

特別委員会では、原案と、修正案に対する意見を求めた後、修正案の採決を行い、反対多数で否決すべきものとなりました。引き続き、原案の一括採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。



基本構想を審査する特別委員会

第 4 回定例会

◎基本構想を特別委員会で審査

市長から、「平成元年に策定した基本構想八王子 21 プランを市政運営の指針としてまちづくりを推進してきたが、この 10 年間で社会経済状況は大きく変化し、当時の高齢化、国際化、高度情報化に加え、少子化、地球環境問題の深刻化、防災意識の高揚など、

新たな時代の要請が、行政運営に影響を持つようになってきた。そこでさらなる飛躍を目指して、市民が、安心して安全で健康に暮らせるまちづくりを進めるべく、基本構想の改定を行う」と提案がありました。

市議会は、委員9名で構成する「基本構想特別委員会」を設置して、基本構想の改定について、行政の果たす役割の変化、市街化調整区域の扱い、自然環境と計画的な都市基盤整備との調和、少子・高齢化に関連したハートピア・プランの改定、下水道計画などについて審査を行い、賛成多数で、可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議でも、記名投票により27対9の賛成多数で可決しました。



改定された基本構想

平成11年(1999)

第1回定例会

◎第1回定例会の招集を2月に変更

第1回定例会は、従前3月に招集されていました。しかし、3月の招集では、市政運営で重要な予算議案等の審議日程が、年度末も迫り十分確保できないことから、早期に議会を招集するよう、以前から市長に対し要望していました。しかし、市長からは、新年度予算の編成、関連議案等の調製で時日を要するため困難であるとされていました。

平成10年9月、改めて第1回定例会の招集を3月から2月に変更するよう要望した結果、平成10年11月、今後は2月末日をもって第1回定例会を招集できるように努めるとの回答があり、平成11年から2月に招集されるようになりました。

第2回臨時会

◎積立金横領事件で、綱紀粛清を求める決議を可決

平成11年5月、(社)八王子観光協会の事務に従事していた市職員が、協会の積立金を横領していたという事件が判明しました。

事件は、観光協会に昭和38年に就職し、その後、昭和58年に市に採用された職員が、平成6年夏頃から10年3月までの5年にわたり、観光協会の施設建設のための積立金約9,880万円を着服したというものでした。

市長は、8月9日に臨時会を招集して、事件の管理監督責任を取るとして、市長と2人の助役の8月分の給料を減額する「八王子市長及び助役の給料の特例に関する条例設定について」を上程しました。

臨時会開催に先立ち、市長は、市議会協議会[※]の開催を要請し、事件の報告を行いました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

議員からは、議会への報告が遅れた理由、観光協会と市の関係、市職員として採用した経緯、横領に至った理由、5年間の会計監査は適切であったのか等の質問がありました。その後、開催された臨時会でも同様の質疑に加え、訴訟の考え方、観光協会への補助金と横領金の関係、今後の対応などの質疑をした後、市長等の給料を減額する条例を可決しました。

それとともに、不名誉な事件の根本的な原因究明と、不正を繰り返さない抜本的な対策の確立を求め、議員提出議案「職員による不正防止と綱紀粛清を求める決議^{*}」を可決しました。

職員による不正防止と綱紀粛清を求める決議

七月二十四日、市職員による約一億円もの公金横領事件が明らかになった。このような職員の不正行為は、行政への信頼を失墜させ、断じて許すことができない。同時に、八王子観光協会の業務を兼務し、十八年間同じ職場に配属しつづけたことが大きな要因であり、このような巨額な公金を着服した事実を発見できなかったことは、行政内部のチェック機能が働かなかったものであり、極めて重大である。

本市は五年前にも、館清掃事業所で千八百万円もの公金横領事件が発覚し、綱紀粛清を誓ったところである。今回、こうした教訓が十分生かされなかったことは、痛恨の極みである。

この間にも、行政執行において本市の名誉を傷つけるような行為が相次いでいる。市民の信頼を回復するためにも今後、このようなことが繰り返されないよう、市長はじめ全職員が不正防止のために万全を期すとともに、綱紀の粛正に全力を挙げるよう強く求めるものである。

以上、決議する

平成十一年八月九日

八王子市議会

第4回定例会

◎直接請求の高齢者介護基本条例案が提出される

平成11年11月、有効署名数26,975人の署名を収集して、「八王子市高齢者介護基本条例」の制定を求める直接請求が行われました。

市長は、「この条例を検討したところ、介護保険及び高齢者福祉施策の基本原則等を定めているが、これらは介護保険法及び老人福祉法等において既に規定されており、本市が独自に条例で定める必要はなく、本条例は適正である」と言い難いものとするという意見を付けて、12月の第4回定例会に上程しました。

市議会は、この条例を厚生水道委員会に付託、オンブズパーソン制度、市民参加の進め方、サービス内容などの事業評価、見守り訪問員の設置の必要性などについて、3回にわたり審査を行い否決すべきものと決定しました。

厚生水道委員会委員長は、平成12年第2回定例会本会議にこの結果を報告しました。これに対し、直接請求の条例に賛成の議員から、市長は、平成12年第1回定例会に介護保険



条例そのものを提案したが、高齢者福祉の規定については、個別の条例のほかに、基本条例を制定していく必要があるのではないか、また、委員会の審査でも、直接請求の条例の内容を否定する意見はなかったなどとする賛成討論が行われましたが、記名投票の結果、この条例は、10 対 29 の反対多数で否決しました。

平成 12 年 (2000)

第 3 回定例会

◎一般質問の答弁で部長と助役が謝罪

一般質問の部長答弁で、質問の一部について議員からの通告がないので、手持ち資料がなく答弁できないと説明したところ、2 人の議員から、議員は、一字一句通告はできない、それなりに類推できる質問もある、通告がなくても答弁をする義務がある、このままでは議会運営上の問題があるとして動議が出されました。

議長は、後刻、議会運営委員会で調整することし、会議を続け、部長は、課長から渡された資料により答弁を行いました。

その後、開催された議会運営委員会で調整の結果、部長の発言が不適当だったとし、部長の謝罪と助役の監督責任について、説明と謝罪を求めることとなり、本会議最終日に部長と助役が謝罪をしました。

平成 13 年 (2001)

第 1 回定例会

◎条例に基づく政務調査費に

八王子市議会では、議員の調査研究に資するため、昭和 55 年度から規則等で市政調査研究費を、会派に対し、議員一人当たり年額 44 万円を交付していました。

平成 12 年 5 月、地方自治法の一部改正により、地方議員に対し、議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を交付する政務調査費が制度化されたことから、本市でも「八王子市議会政務調査費の交付に関する条例設定について」が新年度予算と関連して上程され、予算等審査特別委員会で審査された後、本会議で可決され、平成 13 年 4 月から議員一人当たり月額 6 万 5 千円が会派に対して交付されることとなりました。併せて、政務調査費の用途基準、事務処理要綱が定められ適正な執行に努めることとしました。

平成 14 年には、八王子市補助金等検討会の提言を受け、交付額を月額 6 万円に減額しました。また、平成 18 年 4 月からは、政務調査費の用途の透明性をより一層図るため、領収書等の添付を義務づけることとしました。

なお、平成 25 年 4 月からは、地方自治法の一部改正より名称を政務活動費としています。

市議会各会派は、この政務活動費を有効に活用し、八王子市政発展のため調査活動等を行っています。

第3回定例会

◎都立八王子小児病院の存続、拡充整備を求める意見書を可決

都立八王子小児病院は、昭和29年10月、都立八王子乳児院として開設され、以後、収容規模の拡大、未熟児センターの併設などを経て、昭和56年4月、新生児、乳幼児に対する高度医療を提供できる小児専門病院として、名称も「都立八王子小児病院」と改め、再発足しました。

平成2年7月、東京都の「あすの都立病院を考える懇談会」が中間のまとめで、八王子小児病院と清瀬小児病院とを統合し、都の小児医療センターとして整備すべきと提言したことから、同年9月、小児病院の存続と小児医療の拡充を東京都及び関係機関に働きかけることを求めた「都立八王子小児病院の存続と小児医療の拡充についての



移転前の都立八王子小児病院

請願」が市議会に提出され、全会一致で採択されました。また、10月には市及び市議会が都に出向き、八王子小児病院の存続と拡充整備についての要請文書（市長、議長連名）を八王子市長自ら副知事に手渡すなど八王子市内への存続の要望を行いました。

平成9年4月、市は、移転先を東浅川町の旧都立畜産試験場跡地とし、早期に移転、拡充整備し、小児医療の中核的病院として、高度でかつ総合的な小児医療を提供するよう「都立八王子小児病院移転拡充のための用地に係る要望書」を都知事に提出、6月には東京都から移転先を東浅川町の旧都立畜産試験場跡地に決定した旨の連絡があり、8月の厚生水道委員会に報告されました。

平成12年6月、都は、都立病院全体の再編成を含む「医療改革」の方針を発表、8月には「都立病院改革会議」を設置したことから、八王子市と西多摩8市町村が、平成12年11月、都知事に対して「都立小児病院の旧都立畜産試験場浅川分場跡地への早期移転整備について」の要望書を提出。また、平成13年5月には緊急要請書を提出しました。



署名を提出する市民の代表

しかし、「都立病院改革会議」は、平成13年7月13日、清瀬、八王子の両小児病院を小児総合医療センターとして、府中市に統合する内容の改革会議の最終報告を行い、都知事に提言を行いました。

これに対し、市長は、遺憾の意を関係機関に伝え、また、存続を求める市民の代表が9万7千人にも及ぶ署名を都知事に提出、市議会も定例会初日の本会議



副知事に意見書を手渡し存続を要請

で「都立小児病院の存続、拡充整備を求める意見書」を全会一致で可決し、10月2日、正副議長、病院対策特別委員長が都に赴き、副知事に手渡しました。その後、市は都と検討会を設け、協議を行いましたが、都は、「都立病院改革実行プログラム」の整備方針に基づき、平成22年4月、府中市に「都立小児総合医療センター」を開設し、都立八王子小児病院は閉院となりました。

この間、市議会は、小児病院移転後の都の支援、NICU、ダウン症などの障害児の対応、東京医科大学八王子医療センターと東海大学八王子病院に小児用ベッドを増床、南多摩病院で小児外来診療や入院医療など、都立八王子小児病院移転後の八王子市の小児医療について議論し、市の考え方などの確認を行いました。

なお、閉院した都立八王子小児病院は、八王子市が譲り受け、跡地・施設を活用した夜間救急などにも対応する、外来専用の「小児・障害メディカルセンター」として整備し、平成23年4月に開設されました。



移転後に設置されたメディカルセンター

平成14年(2002)

第4回定例会

◎基本構想を特別委員会で審査、全会一致で可決

市長から、「現行の新八王子21プランは、策定から4年が経過しようとしているが、その間、地方分権一括法、NPO法の施行による市民と行政との協働気運の高まりなど、市政を取り巻く環境が急激かつ大きく変化して来た。こうしたことから、協働と住民自治を希求するために、新たな基本構想の必要性和、市民参画の具現化の一つである市民会議方式を取り入れた新たな基本構想案を策定した」と提案がありました。

市議会は、本会議での質疑を行った後、委員9名で構成する基本構想特別委員会を設置し、これに付託し審査を行いました。



提案説明を行う黒須市長



市民会議委員との意見交換会

で可決すべきものと決定しました。本会議でも、委員会報告のとおり全会一致で可決しました。

なお、市議会は、この基本構想の審議に先立ち、10月に新基本構想・基本計画の素案を作成した八王子ゆめおり市民会議から、市長に提出した素案の説明を受けるとともに、意見交換を行いました。



新しく策定された基本構想

平成 15 年 (2003)

第2回定例会

◎新たな組織条例を特別委員会で審査

急速に進展する少子高齢化や地方分権の推進など社会環境の変化により、現行の組織では対応が困難になっていることから、新たな基本構想に対応するために大規模な組織改正が必要であるとして、「八王子市組織条例の一部を改正する条例設定について」が市長から提案されました。

この条例は重要案件であることから、市議会は、本会議での質疑を行った後、委員 11 名で構成する組織条例等審査特別委員会を設置し審査しました。

特別委員会の審査では、基本構想との関係、新たな組織体制、組織の問題点、組織の名称などについて議論がなされ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議に報告されました。

本会議では、都市経営のための視点を持った行政運営の組織は、効率化の名のもとに、福祉や教育サービスを削る手法であり、組織の名称や内容にも問題があるとする反対討論がありました。賛成多数で可決され、8月18日に新たな組織が設置されました。



新しい組織を報じる市広報

平成 17 年 (2005)

第 2 回定例会

◎学童保育所入所保留処分異議申し立てについて諮問

市長が行った学童保育所入所保留処分について、これを不服として、取り消しを求め、地方自治法第 244 条の 4 に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、異議申し立てがあり、市長は、同条第 4 項に基づきこれを市議会に諮問しました。

市議会は、これを総務企画委員会に付託し、審査を行い、不服に関する相談で適切な指導がなされたのか、定員拡大の努力をしたのか、増築なりで臨時的に間に合わせるような配慮ができなかったのか等の質疑をし、市の対応を確認したうえで、フレキシブルな受け入れ態勢を構築すべきとの意見、今回の手続きについてはやむを得ないが、問題解決に向け、取り組みに期待するとの意見があり、採決の結果、棄却すべきものと答申することとしました。

この報告を受けた本会議でも、委員会報告のとおり決定しました。

平成 18 年 (2006)

第 3 回定例会

◎決算審議の早期化

決算認定議案は、これまで第 4 回定例会に上程されていましたが、平成 4 年から第 3 回定例会最終日に追加提案され、決算審査特別委員会を設置、閉会中の委員会で審査し、その結果を第 4 回定例会で報告し、採決していました。

平成 18 年 2 月、市長から決算議案の提出を早めることができる見込みであるので、議会日程を検討してもらいたいとの依頼があり、議会運営委員会等で検討を行い、平成 18 年第 3 回定例会から会期中に決算審査特別委員会の設置、審査、本会議での委員長報告、採決を行うこととしました。

平成 21 年 (2009)

第 4 回定例会

◎議会運営副委員長の一般質問取り下げで議論

議会運営委員長は、議会運営に専念するため、これまで一般質問を行いませんでした。

委員長が病気で欠席のため、副委員長が委員長の職務を行うこととなりましたが、副委員長が一般質問の通告を行っていたため、その取扱いについて、会派代表者会、議会運営委員会の双方で話し合いが行われました。

会派代表者会では、法律で制約されているわけでもなく、都議会、他市議会でも行っているため、今回は委員長病欠という不測の事態であることから、前例にしないという条件で、一般質問を行うことを了承しました。

一方、議会運営委員会では、副委員長が一般質問を行っている間、正副委員長が席に居らず、議会運営に支障をきたす可能性があるのでは、検討すべきだとの意見があり、会派代表者会と異なる考え方が示されました。

そのため、会派代表者会で、会派代表者会と議会運営委員会の関係について議論を行っていましたが、副委員長から一般質問取り下げの申し出があり、この議論は中断してしまいました。

平成 22 年 (2010)

第 4 回定例会

◎委員会の請願審査で、初めて手話通訳者を配置

厚生水道委員会で、「障害がある人もない人も、子どもも、公平で誰もが安心して暮らせるまちを実現させるための条例に関する請願」の審査に当たり、障害のある多くの傍聴者のために、初めて手話通訳者、要約筆記者を配置しました。併せて、委員会室に入りきれない傍聴者については、隣室で音声を聞けるように配慮をしました。

また、本会議においても傍聴席に要約筆記者を配置し、障害を持つ傍聴者に、議員の発言が伝わるよう配慮しました。



平成 23 年 (2011)

第 1 回定例会

◎東日本大震災で議会日程を大幅変更

平成 23 年 3 月 11 日、平成 24 年度当初予算と関連議案を審査していた予算等審査特別委員会の 4 日目に発生した大規模地震は、本市でも震度 5 弱を記録しました。

地震発生直後、委員長は休憩を宣告し、休憩中に予算等審査特別委員会理事会を開催し、当日の延会を決定しました。

地震発生翌々日の 14 日に開催した理事会では、電力不足による計画停電の影響を考慮し、



駅で運転再開を待つ帰宅困難者

午後 5 時までに委員会を終了することとし、質疑時間の 3 割減、CATVでの放映の中止等を決定、その後、開催された会派代表者会に報告しましたが、会派代表者会は、当日の予算等審査特別委員会を中止する方針を出したため、再び理事会を開催し、会派代表者会の意向通り予算等審査特別委員会の中止を決定しました。

また、会派代表者会は、今後の議会運営

について会派内での検討も行いながら、その後、2度にわたり開催され、予算等審査特別委員会での今後の総括質疑の中止、分科会の中止、意見書の取り下げや定例会の会議日程を協議し、最終決定を議会運営委員会に委ねました。

議会運営委員会は、予算等審査特別委員会理事会、会派代表者会の調整を踏まえ、市の災害への対応を優先させることから、総括質疑と分科会の中止、予算等審査特別委員会最終日は、意見陳述と採決のみとすることを決定しました。

また、本会議は、平成24年度各会計予算と関連議案の議決のみとし、一般質問を中止、最終日を一日前倒しするなど、大幅な会議日程の変更を行いました。



第四小学校に開設された一時避難所

◎市議会協議会で、一部事務組合議会等の報告をすることを決定

市議会協議会は、全議員が出席し定例会に先立ち開催されますが、市長からの人事に関する議案がない場合は、開催しないということになっていました。

平成23年11月に開催された会派代表者会で、市議会協議会の案件として後期高齢者医療保険料改定について、後期高齢者医療広域連合^{*}議会の審議内容について報告してもらいたいとの発言ありました。また、併せて一部事務組合^{*}議会の報告を行うべきではないかとの提案もあり、各会派で調整をすることとなりました。

その後、12月に開催された会派代表者会で、一部事務組合議会及び広域連合議会の審議内容や課題について、全議員が情報を共有することを目的として、市議会協議会で報告を行うことが決定されました。

この決定により、一部事務組合議会等の議員となっている議員には、年1回以上報告することが義務付けられ、平成24年2月の市議会協議会から実施されています。

平成24年(2012)

第1回定例会

◎カメラマン不在で議会を中断

平成元年から新年度予算の市長提案説明は、八王子テレメディア(株)によるビデオ収録が行われ、日を改めて行われる予算等に対する会派代表質疑実施日に放映することで、当初予算の内容を視聴者にお知らせし、審議内容が分かりやすくなるようにしていました。

平成24年度当初予算の市長提案説明が午後となり、午前中待機していたテレメディアのカメラマンが勘違いから引き上げてしまい、市長提案説明時のビデオ収録ができなくなっ

※のついた用語については、資料編－用語集－をご参照ください。

たため、ビデオ収録の準備ができるまで本会議を休憩しました。その後、再開した本会議の冒頭、議会事務局長が経過を説明するとともに本会議が中断したことを謝罪しました。

なお、平成 25 年第 1 回定例会からは、市長の提案説明を会議冒頭から行うようにし、総括質疑を含め、一日で終了するようにしています。

第 3 回定例会

◎小中学校に専任の司書配置を求める請願に意見を付して採択

学校図書館は、子どもたちの知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、重要な役割を担っている、また、近年、子どもたちの読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割は一層大きくなっている、子どもたちと本をつなぐ学校図書館と学校司書の役割は大きいとして、各小中学校の学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願が提出され、文教経済委員会に付託しました。



文教経済委員会では、本市の学校図書館の状況、平成 22 年から始まった学校図書館サポーター事業の成果、学校図書館の運営を統括する司書教諭の役割、予算の状況など 4 回にわたり審査を行い、「市の財政状況を勘案のうえ、学校図書館サポート事業のさらなる充実を図り、請願の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動の推進に努められたい」との意見を付して、採択すべきものと決定し、平成 25 年第 2 回定例会に報告され、全会一致で採択しました。

なお、この請願の採択を受け、平成 26 年 5 月に市長から学校図書館サポーターを 26 年度に 3 名の増員、27 年度以降も増員を図り、学校図書館運営の指導、支援を行っていくとの報告がありました。

第 4 回定例会

◎基本構想を特別委員会で審査、全会一致で可決

市長から、「現行のゆめおりプランは、素案の策定を市民に委ねる市民会議方式を採用するなど、その果たした役割は非常に大きく、かつ意義深いものと評価している。

しかし、10 年という時を経た現在、進む少子化・高齢化、それらに派生して予測される人口減少社会、成熟経済下での持続的な経済成長、地方分権の中での地方自治体の新たなかじ取りなど、新しい



提案説明を行う石森市長

課題に直面している。また、東日本大震災の経験がもたらした価値観の変化など、市民を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、このような社会状況の著しい変化を踏まえ、

今回も市民会議方式を取り入れ、素案の策定を行い、市民会議からは、幸せを実感できるまち、新たな協働の必要性、持続可能な社会の創造を重視した新たな基本理念が示された」ということで新基本構想の提案がありました。

市議会は、本会議で質疑を行った後、委員 14 名で構成する基本構想特別委員会を設置し、基本構想の策定について審査を行いました。

特別委員会では、基本構想の趣旨に示された自立した都市の意味、地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進、平和問題、障害者、高齢者、外国人等の問題への取り組み、交通不便地域に対する考え方、市内の産業の活性化等様々な分野について審査を行い、全会一致で可決すべきものと決定しました。

本会議においても、委員会報告のとおり全会一致で可決しました。



現在の基本構想

◎不当労働行為事件の和解を可決

市と委託契約をしている学校施設開放員が加入する組合は、市が団体交渉に応じないことは不当労働行為であるとして、東京都労働委員会に救済の申立てを行いました。

平成 24 年 2 月、東京都労働委員会は、市に対し、団体交渉に応諾するよう命令書を交付しましたが、市は、これを不服とし、中央労働委員会に再審の申立てを行い、以後、調査が行われました。平成 24 年 7 月、中央労働委員会から、本件は和解により解決するのが望ましいとして和解条項の骨子が示され、当事者間で協議を重ねた結果、平成 24 年 10 月、中央労働委員会から和解勧告書が示され、合意に達し、和解が成立したということで、地方自治法の規定による議決を求められ、本定例会に提出されました。

この議案は、文教経済委員会で審査され、特に質疑、意見もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議においても、委員会報告のとおり決定しました。

平成 25 年 (2013)

第 3 回定例会

◎「中核市の指定の申出について」を議決

平成 24 年 1 月、初当選した石森新市長が大きな政策課題として掲げた中核市への移行について、市議会は、平成 24 年第 3 回定例会で、委員 14 名で構成する中核市移行調査特別委員会を設置し、過去に中



中核市移行を審査する特別委員会

核市移行を断念した経緯も含め、委譲事務、財源について、市の説明を受けながら調査研究を行っていました。

そのような中、市長は、「大都市制度の一つである中核市への移行に向け、委譲される権限の活用などの検討に取り組み、都から移譲される権限についても都と合意し、総務省との事前調整を経たので、総務大臣に中核市の申出を行うため、地方自治法の規定に基づく議決を得たい」と議案を上程しました。

本会議では、財政面の課題、開発規制、職員増と人材育成等の質疑を行った後、中核市移行調査特別委員会に付託しました。



中核市移行をお知らせするパンフレット

特別委員会では、都から市に権限が委譲されたことによる市民サービスの変更点、移行後の創造的なまちづくりへの今後の展望などが議論され、ワンランク上のまちづくりを目指す中で中核市移行は必要である。また、自治権の拡大は、地方自治の発展方向であるとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。本会議においても、全会一致で委員会報告のとおり決定しました。

平成 26 年 (2014)

第 1 回定例会

◎新年度予算成立後、議会要望を踏まえた大雪被害対策の補正予算を可決

2月14日から降り始めた雪は、八王子市内でも、積雪約50cmを越す大雪となり、家屋や農業施設に大きな被害をもたらしました。

市議会は、市が行う大雪への対応を優先して進めるため、2月17日、18日に開催予定の各常任委員会を中止する決定をしました。あわせて、災害対策議会本部（本部長：議長）の設置を決め、降雪対応の取り組みを検討し、3月13日、市長に対し降雪対応に関する要望書を、本部長名で提出しました。

市長は、3月27日、平成26年当初予算可決後、この要望も踏まえ、大雪で被災した農家に対し、経営の維持に向けた緊急支援を行うための経費を措置する平成26年度一般会計



大渋滞の甲州街道

補正予算案を上程、市議会は緊急性があることから、所管委員会への付託を省略し、全会一致で可決しました。

第2回定例会

◎議会基本条例で制定された委員間討議を初めて実施

八王子駅周辺整備に係る将来の財政負担に備えるため設置する、八王子駅周辺整備基金条例の設定は、都市環境委員会に付託され審査を行うこととなりました。

委員会では、この基金を設定する是非や時期等を質す発言がありましたが、全委員の発言が終了した後、委員の一人から争点の確認のため、議会基本条例に定められた委員間討議を求める発言があり、条例制定後、初めてとなる委員間での討議が行われました。

委員間討議では、基金条例に反対する委員から、賛同する委員に対し、賛同する考え方、意見の確認が行われました。

この条例案は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

平成 27 年 (2015)

第2回定例会

◎傍聴者に退場を命じる

議員提出議案、平和安全法制に関する意見書、「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書、安全保障法制の慎重審議を求める意見書の3件を審議するに当たり、提案に対する質疑、答弁が緊迫し、それを聞く傍聴者から野次や拍手が度々発せられ、議長が再三の注意を行いました。しかし、度重なる注意にも関わらず野次を止めないため、議長が傍聴者1名に退場を命じました。

第3回定例会

◎女性議員の出産できる環境を整える

平成27年5月、国は、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、より良い住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において、出産に伴う欠席に関する規定を明確に設けることを検討願いたいと全国市議会議長会に要請しました。

全国市議会議長会は、これを受け、直ちに標準市議会会議規則の一部を改正し、各市議会に通知しました。

本市議会においても、近年の男女共同参画の状況を鑑み、女性議員が活躍できるよう、会議規則に出産による議会の欠席についての規定を加えました。



平成 28 年 (2016)

第 1 回定例会

新年度一般会計予算案などの修正案を提出

平成 28 年度八王子市一般会計予算案と関連議案等を審査する予算等審査特別委員会で、「平成 28 年度八王子市一般会計予算」、「平成 28 年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算」、「八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について」及び「八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について」に対して、委員 9 名から修正案が提出されました。

修正案は、議員報酬と市長等の給料の引き上げを取りやめ、マルベリーブリッジ西側延伸事業及び北西部幹線道路整備事業の関連経費を削除するほか、八王子駅周辺整備基金を廃止して財政調整基金に積み立て、市民負担増となる国民健康保険税の改定案のうち、均等割及び所得割の引き上げをやめ、現行のまま据え置くために一部を活用させるというものでした。

採決の結果、修正案は否決され、原案は可決すべきものと決定しました。原案は、本会議において記名投票の結果、30 対 9 の賛成多数で可決しました。

平成 29 年 (2017)

第 2 回定例会

「遺贈による権利の放棄について」を議決

市内在住であった故人が、全財産を八王子市に相続させる旨の遺言をしていたことから、市は全財産の贈与（包括遺贈）を受けたが、これらの財産の贈与を受け利用、売却するには、2 人の共有者等との協議、調整が必要なこと、建物が古く、評価額に見合う価値が期待できないこと、土地が借地であり、賃料を支払う債務が発生することなどから、この遺贈による権利を放棄するとして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を求め議案が上程されました。

この議案は、総務企画委員会に付託、審査した結果、権利を放棄することについて、全会一致で可決すべきものと決定され、本会議においても、全会一致で委員会報告のとおり決定しました。



市長や議員、議会のあり方を定めた2件の条例

地方分権が進み、地方自治体の自主性・自立性が拡大していく中で、市長や議員、議会の果たすべき役割も拡大することに対応して、市長や議員が自らを律すること、また、議会はどうあるべきかを定めた2件の条例が制定されました。

八王子市政治倫理条例の制定

平成20年6月、10名の議員から、八王子市政治倫理条例の制定を目指す共同アピールが発表され、その後、3名の議員が加わり、「八王子市政治倫理条例の制定を目指す議員の会」が発足しました。この議員の会は、市長や議員の行動のあり方を律し、市民に信頼される公平、公正な市政を実現するという理念のもと、八王子市政にとって何が大切なのかを考え、条例案を作成して公表、さらに市民集会での意見や要望も考慮して検討を進めました。

最初の政治倫理条例案

13名の議員は、平成20年第3回定例会に自治体の様々な権限を動かす強い力を持っているのは、市町村長や知事という行政機関の長である。また、議員も長の行政執行をチェックする役割を持ち、行政に与える影響は少なくはない。したがって行政の長や議員という公職の立場にある者は、襟を正さなければならない。倫理や道徳は、法律のあるなしにかかわらず、自分の考えに照らして公正なことかどうかを考え、自ら襟を正すことである。法律によって一律に全面禁止が適切かといわれると、必ずしもそうとは言えない領域が存在する。倫理、道徳と法律との間を埋め、その地域に合った政治倫理を確立していく仕組みづくりが必要である。として、議員提出議案第15号「八王子市政治倫理条例設定について」（以下「第15号議案」という。）を本会議に上程し、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、第5条「配偶者や2親等内の親族が経営する事業者は、市との請負契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」という規定について、「2親等内の親族」の解釈や努力義務である「請負契約の辞退」の考え方などについて論議が行われましたが、結論が出ず継続審査となりました。

閉会中の11月17日に開催された委員会では、短期間に決めるべき問題ではない、また、第15号議案に反対する委員からは、全会一致で採決できる条例案を提出するので、両案が出た時点で議論したいとの意見があり、再び継続審査となりました。

平成20年第4回定例会には第15号議案の提出者から、これまで2回開催された委員会での質疑や指摘を踏まえ、解釈上わかりにくいとされた条文の一部を修正したとして、事件訂正請求書が提出され、承認しました。

もう一つの政治倫理条例案

平成21年1月、22名の議員から、市長や議員は選挙を通して多くの市民から信託を受け、その責務を自覚しており、法令を遵守し、責任を果たしている。そのことから、政治倫理条例の策定にあたっては、その責務や遵守事項を詳細に規制するのではなく、自らの行いを律し、政治倫理を深く自覚したうえで、公平公正な市政を遂行するための基本的な責務や基準を制定するとして、議員提出議案第1号「八王子市政治倫理条例設定について」（以下「第1号議案」という。）が提出され、平成21年2月16日に臨時会が開催されました。

臨時会では、第15号議案で規定されている「2親等内」が、第1号議案では「1親等内」に、また、「辞退する」が「自粛する」に変更されていることなどについて質疑が行われ、1親等と2親等では法律上のつながりなどが全く違う。また、「自粛」については、もともと倫理条例自体が自粛を促すもので、明確に表現すべきと考え、「自粛」の表現としたとの説明があった後、総務企画委員会に付託し、両案を平行して審査することとしました。

同日開催された総務企画委員会では、両議案について審査し、条文や考え方など細部にわたって論議されましたが、1親等と2親等の問題、辞退と自粛の解釈の違いなどから、採決をすることになり、その結果、第15号議案は否決、第1号議案を可決すべきものと決定しました。

政治倫理条例の可決

平成21年第1回定例会で、総務企画委員会での審査結果が報告され、討論した後、採決を行いました。

第15号議案に反対し、第1号議案に賛成する議員からは、第15号議案は、第5条で実質的に親族企業は請負に参加してはならないという禁止規定となっているのが、地方自治法や憲法に抵触する疑いが払拭できないため反対である。第1号議案は、市長や議員が自らの行いを律し、政治倫理を深く自覚したうえで、公平公正な市政を遂行するための責務や基準を策定した条例であり、政治倫理の向上という面で前進できると発言がありました。

一方、第15号議案に賛成し、第1号議案に反対する議員からは、第15号議案は、現在、市民が求めている公平公正で市民に開かれた民主的な市政の実現に資する条例であり、市民がこれからの八王子市を本当に安心して任せられるものを担保しているため賛成である。第1号議案は、第5条の親族企業の範囲が狭いこと、辞退ではなく自粛としたことから実効性がなく、他にも内容的に緩やかで現状を変えることができないものになっているため反対であると発言がありました。

この2議案は、記名投票採決の結果、第15号議案は、賛成14票、反対22票で否決、第1号議案は、賛成22票、反対14票で可決しました。

その後、規則等の作成が行われ、平成21年9月1日、八王子市政治倫理条例を施行しました。

八王子市議会基本条例の制定

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治は新たな段階を迎え、地方議会もこれまで以上に、大きな役割が期待されるようになりました。

そのような中、平成18年5月に北海道の栗山町議会が初めての議会基本条例を制定し、同年12月に三重県議会、翌年には三重県伊賀市議会が制定するなど全国に波及していき、平成28年5月には736以上の議会が議会基本条例を制定しました。

議会基本条例等検討会の設置

八王子市議会は、これまでも活発な議会活動を展開し、議会改革についても積極的に行い、一定の成果を上げてきました。

平成21年6月、新たに議長に就任した市川議長から「地方分権改革は早くも10年が経過しようとしています。その中で、現在、自治体議会の改革も求められております。本議会では、これまでも会派代表者会懇談会等を通じて各種の議会改革を実施してきました。私はその経過を尊重しながら、さらに市民の視点に立った改革、すなわち、議会基本条例の制定を視野に入れて、新時代にふさわしい議会運営をすべきと考えます。」との就任の挨拶をし、議会基本条例の制定に向け第一歩を踏み出しました。

これを契機に、会派代表者会懇談会での議論、市議会協議会で、全国市議会議長会フォーラムや議会運営委員会行政視察での議会基本条例についての報告、大学教授を招いて講演会の開催など行い、条例制定への認識、理解を深めながら、平成22年5月、議長の諮問機関として、議員12名で構成する議会基本条例等検討会を立ち上げ検討を始めました。

- 検討事項は、
1. 議会基本条例について
 2. 自治基本条例について
 3. 会派代表者会懇談会での協議中の事項
 4. その他議会改革について

であり、議長からは議会基本条例の論点整理、考え方の検討、議会の役割、行政、市民との関係の整理、議員の役割と仕事、議論のあり方、議員定数と報酬などを主に調査、研究を行い、翌年2月までにまとめて頂きたいとの提起がありました。

検討会は平成23年2月までの間に11回開催され、分権時代の議会のあり方、議員の役割などを原点から議論することで、八王子市議会としてのあるべき議会像に一定の共通認識を得ることができました。また、議会改革については、様々な異なる意見がぶつかり合いながらも、市民のための議会やあるべき議員の姿について、真摯な議論が交わされた意義は大きく、本検討会



検討会報告書を議長へ提出

の議論が更なる議会改革に生かされていくことを期待するとして、平成23年3月4日、議長に報告書が提出されました。

議会基本条例素案準備会の設置

平成23年4月、市議会は議員の任期が満了となり、市議会議員選挙が実施され、5月に新たな市議会の構成になりました。

改選後、開催された市議会臨時会で議長に就任した水野議長が「前議会において、検討してきた議会基本条例については、今議会で全会一致をもって推進、決定したい」との挨拶があり、議会基本条例は新たな段階へと進み始めました。



意見交換を行う準備会委員

その後、新議員と希望する議員に対して、検討会報告書の説明を行い議会基本条例制定への共通理解を深めるとともに、会派代表者会での議論を経て、同年10月、議員14名で構成された八王子市議会基本条例素案準備会が発足、条例制定への議論が始められました。

準備会は、議会基本条例の素案を作成し、条文の形で答申することを目指し、研修会や他市の条例を参考にしながら自由な意見交換を行い、計16回の会議を経て、平成25年1月21日、八王子市議会基本条例素案を議長に答申しました。

この答申は、条例制定のための中間報告として示すもので、条例素案とともに今後の課題を提示しており、市議会の活性化を図り、市民福祉の向上と市政発展に寄与するため、議長の強いリーダーシップの下、八王子市議会基本条例の速やかな実現を望むと結んでありました。



素案準備会が議長に答申を提出

議会基本条例策定特別委員会の設置

議会基本条例素案準備会からの答申を受けた議長は、会派代表者会において、今後の取り扱いを協議し、基本条例制定のための特別委員会を設置することを決定しました。

これにより、市議会は、平成25年第1回定例会初日の2月28日に委員14名で構成された特別委員会を設置し、条例制定に向け本格的に動き出しました。同日に開催された第1回特別委員会では、今後の委員会運営の方針について話し合いが行われ、日程の確認、市民意見の募集、ワーキンググループに分かれての逐条解説の作成、条例についての市民との意見交換会の開催、識者からの意見聴取の実施などを決定しました。

この方針に基づき、市民意見の募集は4月15日から1ヵ月間行われ、22名の市民から70件に及ぶ意見と課題が寄せられ、委員会は6月半ばまでに回答をするとし、作業に取りかかりました。

また、市民との意見交換会は4月23日に学園都市センターで121名の市民の参加を得て開催し、条例の主旨、内容の説明を行いました。

参加者からは40件の質問、意見が寄せられ、これに対して委員から説明が行われました。

4月26日には、専門家との検討会を実施し、条例に対しての講評を聞き、意見交換を行い、条例案の問題点、不備な点を改めて認識しました。

特別委員会は、これらの経過を踏まえ、ワーキンググループでの作業を進めながら、11回の委員会を開催して、前文をおいた6章21条からなる条例案を策定し、8月30日、議長に提出、第3回定例会で八王子市議会で初めてとなる委員会提出議案「八王子市議会基本条例設定について」が上程され、9月18日に全会一致で可決し、平成26年4月1日から施行しました。



市民の意見を回収する議員

議会基本条例前文

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、八王子市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二元代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

なお、本条例提出にあたり、提案説明を行った特別委員会委員長は、「議会や議員の活動について定められた様々な原則や、市民との関係において開かれた議会を目指すことなど、具体的な手法によらずできることについては、本条例議決後すぐに、議員活動に生かすべきものとする。考える。

本市の議員一同がこの条例を遵守し、

これまで以上に開かれた、透明性の高い議会運営を行うことで、八王子市民の福祉の増進と、市政の発展に寄与するものと確信している。」と結びました。



特別委員会から条例案を議長に提出

議会基本条例制定後の市議会の動き

条例制定後、市議会はその具体的な手法やルールの検討を議会運営委員会で行うことを決定しました。その中のひとつである議会報告会も議会運営委員会が中心となって開催し、多くの市民の参加を得て、正副議長、正副議会運営委員長、各常任委員長等が出席し、議員自ら市議会の動きを報告しています。

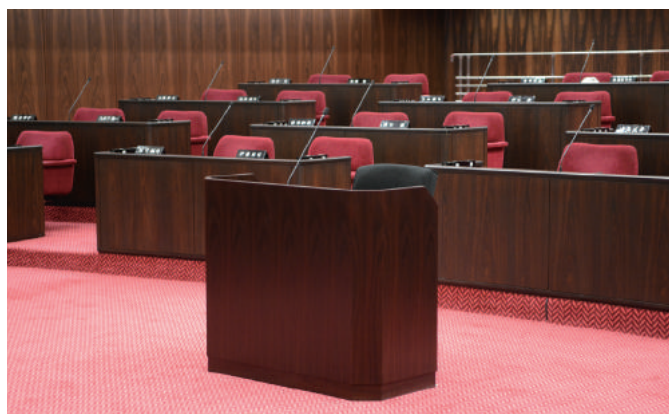


市民から好評の議会報告会

初めての報告会となった平成26年11月の議会報告会では、中核市移行に向けた議会の取り組み、4月から施行された議会基本条例の制定までの経過と考え方、また、平成27年11月に開催された第2回議会報告会では、各常任委員会の審査状況などを報告するとともに、市民からの質問に対する回答や説明を行い、パワーポイントによる説明を導入したこともあり、市民からは、わかりやすいとの評価を得ており、今後も継続的に開催していく

こととなりました。

また、平成26年第2回定例会からは、一般質問に一問一答方式を取り入れ、常任委員会等で委員間討議を導入するなど、本会議、委員会の運営方法の変更を行うとともに、議場内の施設の改修等、議会基本条例の確かな運用に向け、議員、事務局一体になって努力しています。



一問一答席が設置された議場

情報の発信

市民の意見を市政に反映していくためには、本会議や委員会において、どのような議論がなされ、決定されているのか、また、その他の議会活動についての情報を市民の方に知っていただくことは極めて重要なことです。八王子市議会では、市議会だよりの発行をはじめ様々な形で情報発信を行っています。

市議会だよりの発行

市議会だよりは、昭和 35 年 2 月「八王子市議会報」として創刊され、議会の活動状況を幅広く市民に伝えてきました。

それ以前は、昭和 26 年に創刊された市広報紙の紙面の一部に市議会の情報が掲載されていましたが、紙面の関係もあり、審議の経過がほとんど掲載されておらず、議会に対する市民の認識は十分ではなかったことから、

1. 活動状況を自ら主体性をもって市民に知らせ、議会に対する正しい理解と関心を深めてもらう必要がある。
2. 議会が市民の代表によって構成され、地方公共団体の意思を決定する機関である以上、活動状況を自ら積極的に市民に知らせるのが当然の義務である。

などのことから、市広報紙とは分離することとなりました。

編集は、議会運営委員会が所管事項として編集会議を開催し、審議の結果だけでなく、その経過や質問、答弁、討論などを主体に紙面を構成し、具体的に伝えられよう工夫を凝らし、発言議員の所属や発言時間の長短に関係なく、努めて市民の立場から見た記事の価値観を判断し、市民に関心の深い事柄を、積極的かつ重点的に取り上げています。

掲載記事は、本会議、委員会における議案の審議、審査の経過、一般質問の内容のほか、本会議や委員会の開催状況、請願の処理経過及び結果、傍聴記、議案等の審議結果一覧、会派の賛否などを掲載し、年 4 回、各定例会終了後に発行しています。また、市議会議員改選時の初議会終了後には臨時号を発行しています。

近年の市議会だより

市議会だよりの編集方針は、基本的には発行当初の考え方を踏襲していましたが、平成元年 4 月に一般質問の掲載に当たっては、どの議員がどのような質問したかがわかるよう、主な質問とその答弁、質問者の氏名、会派名を掲載することとしました。

これは、昭和 62 年ごろから議会運営委員会検討会で議論されてきた課題あり、議員の平等性、CATVでの議会放映に伴う質問者増の見込み、質問時間制限の必要性などに関連し、市議会だよりの紙面構成などで会派間の調整が図られ、掲載する記事量はすべて等分とし、

記事に関連する写真等は用いないこととして合意されたものでした。

その後、議会改革の一環として市議会だよりについても検討が加えられ、平成 16 年 9 月、一般質問の掲載方法を個人別から話題となった項目ごとに分類し、主だったものを掲載することとし、質問者の名前は一括して掲載することになりました。それにより生み出されたスペースを活用して、常任・特別委員会の会議内容、議会の活動状況を掲載することと決定されました。また、平成 20 年からは、議案、請願に対する各会派の賛否の状況を掲載し、会派の姿勢が市民に分かるようにしました。

平成 22 年には「八王子ゆめおりプラン」の進行管理の一環で設けられた行政評価の対象となり、外部評価委員会から「議会をもっと身近なものにするためには、議員の日常的な活動内容とそれが議事・議決にどう影響したかを市民がわかるようにする必要がある、そのプロセスも議会の情報発信として期待されているところではないか。現在の市議会だよりは、定例会での議事内容の掲載に特化しているが、各議員の広聴・広報活動と市議会としての市議会だよりの双方の市民への発信の役割を考えた上で、市議会だよりの内容や分量を再検討すべきである」との総合評価がありました。

この評価を受け、議会運営委員会は、平成 23 年 7 月から市議会だよりの見直しの検討を始め、平成 24 年 9 月までの間に、形式、本会議・委員会の内容充実、一般質問の掲載方法、審議結果の賛否の掲載方法、写真の対応等について 10 回に及ぶ議論を行い、形式をタブロイド判 2 色印刷から A 4 判全面カラー印刷に変更し、他の項目については今後の課題とし、平成 25 年 5 月、新スタイルで発行することとなり現在に至っています。

また、平成 28 年からは、表紙写真展の開催、最優秀作品の発表、愛称を募集し、「ひびき」とするなど、さらに市民に親しまれる「市議会だより」を目指しています。



歴史を重ねる市議会だより

市議会の放映

CATV による放映

昭和 63 年 8 月、八王子テレメディア(株)から市議会本会議を中継したいとの申し出があり、「議会の放映に関する検討会」を設置して検討を重ね、平成元年 3 月定例会から、CATV での市議会本会議の一般質問などの放映が開始されました。

インターネットによる放映

会派代表者会及び懇談会での議論を踏まえ、議会中継の手法の拡大をめざし、「(仮称)インターネット等検討会」が、平成 21 年 10 月に議長諮問機関として設置されました。

検討会は、名称を「議会中継あり方検討会」と変更し、経費や設備の問題を含め、どのような手法を用いて、どこまでの範囲で行うか、更に新たな手法を用いる場合のルールづくりの取りまとめを行うことを確認し、八王子テレメディア(株)の放映拡大、多摩テレビ(株)での新規放映の導入、インターネット放送の導入について検討を行いました。

八王子テレメディアの拡大、多摩テレビの導入については、多額の経費を必要とすることから、八王子テレメディアについては現状どおりとすること、多摩テレビについては検討テーマとしないこととし、インターネット中継を中心に検討を行い、平成 22 年 5 月 20 日、「八王子市議会 議会中継の在り方について —インターネット手法による議会中継の導入—」の答申書を議長に提出しました。

答申の内容は、

1. 中継対象は、本会議場における会議のすべてとする。
2. 常任委員会、特別委員会及び予算・決算特別委員会については、インターネット中継実施後の状況及び財政環境などを考慮しつつ拡大を検討する。
3. 八王子テレメディアの議会中継も継続する。

という 3 点をまとめ、新しい中継方法と議会ルール上の課題を整理したものでした。

なお、この答申を受け、市議会は設備を更新し、平成 23 年 5 月の第 1 回臨時会からインターネットによる議会中継を開始しました。

市議会ホームページ

国や自治体における IT 化の推進とともに、市議会でも IT 化に対応した情報発信が必要とする意見が出され、市議会ホームページ作成について平成 11 年 10 月から検討を始めました。これにより平成 12 年 5 月から市ホームページに市議会のあらましや各定例会の概要などの掲載が開始されました。

平成 14 年 2 月からは市議会だよりを、12 月からは、平成元年第 3 回定例会以降の本会議会議録をホームページに掲載し、平成 17 年 7 月には「会議録検索システム」を導入して、機能の充実を図りました。



市議会のあらましを紹介するホームページ

ICT への対応

平成 26 年 4 月に施行した議会基本条例は第 2 条で、議会の活動原則として「積極的な情報公開を行い、市民にわかりやすく開かれた議会運営を目指すこと」と規定しました。このことから議会における今後の ICT 活用について体系的に検討するため、平成 27 年 9 月に議長の諮問機関として「八王子市議会 ICT 検討会」を設置しました。

この検討会は、ICT を活用する項目、効果、経費などについて 6 回にわたって検討し、平成 28 年 3 月 14 日、「開かれた議会を実現するための ICT の活用について」の答申書を議長に提出しました。

答申の内容は、

1. 予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会のインターネット中継の優先的導入
2. 議場傍聴席の環境改善の取り組み（モニターテレビの設置）
3. 個人所有のタブレットを活用した、公開情報の文書共有システムの導入、その際のセキュリティーの検討及び段階的拡充
4. 本会議場、第 3・4 委員会室のインターネット中継設備の検討継続
5. 本会議のインターネット中継におけるマルチデバイスへの対応、既存設備を活用した画質の向上など、市民の視聴環境の改善への取り組み

また、今後の課題として、(株)ジェイコム八王子（旧八王子テレメディア(株)）の放送拡大とインターネット中継の一括委託の可能性を検討すること、個人所有タブレットの会議への持ち込みルールを検討すること、との意見が付されました。



ICT 検討会から議長へ答申を提出



傍聴席に設置されたモニター

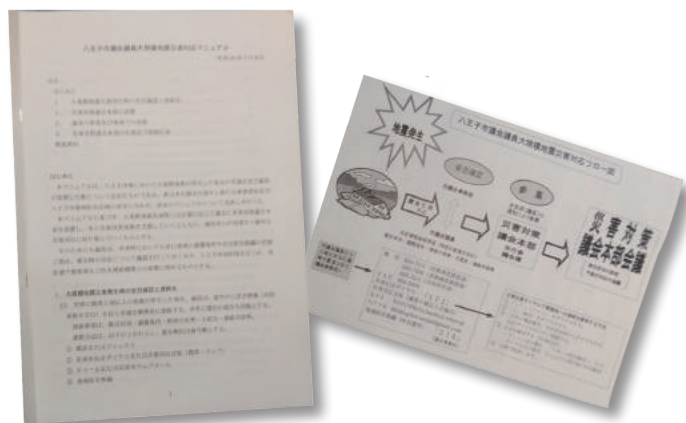
この答申を受け、議会運営委員会において予算等審査特別委員会及び決算審査特別委員会のインターネット中継、議場傍聴席にモニター設置を決定しました。このうちモニター設置については、平成 29 年 3 月、議場傍聴席に 2 台が設置され、更に 6 月からは、スマートフォンで本会議の視聴ができるようになりました。

災害対応

今後、想定される首都直下地震や大雨による河川の氾濫等大規模災害に対し、市民の生命、財産を災害から守るため、行政の備えは大変重要です。八王子市は、「八王子市地域防災計画」に基づき、様々な災害への対応を行うこととしています。市議会としても、災害時には、議員活動を通じた情報伝達や情報収集などの役割が期待されるところです。

議員災害対応マニュアルの作成

平成 18 年 1 月文部科学省が「今後 30 年以内に 70% の確率で、マグニチュード 7 クラスの大地震が南関東で発生する」という発表を行ったことを受け、多摩直下で大規模な地震が発生した場合、本市も甚大な被害が予測されることから、平成 18 年 6 月の会派代表者会において、災害発生時の議員の行動をまとめたマニュアルを作成することを決定し、平成 19 年 2 月「八王子市議会議員災害対応マニュアル」が完成しました。



災害時の対応をまとめたマニュアル

その後、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東京都はその経験を踏まえ、より確かな備えを講じていくため、「首都直下地震による東京都の被害想定」を見直し、平成 24 年 4 月に公表したことから、本市の地域防災計画も見直されることとなりました。

それに伴い、平成 24 年 12 月に「八王子市議会議員災害対応マニュアル」の見直しが決定され、八王子市議会議員災害対応マニュアル見直し検討会での議論を経て、

1. 大規模地震災害発生時の安否確認と連絡先、
2. 災害対策本部の設置、
3. 議員の参集及び地域での活動、
4. 災害対策議会本部の任務及び情報伝達

を掲載し、平成 25 年 7 月、名称も「八王子市議会議員大規模地震災害対応マニュアル」と変更して、改訂版を発行しました。

東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日、平成 24 年度当初予算と関連議案を審査していた予算等審査特別委員会の 4 日目に発生した大地震は、本市でも震度 5 弱を記録しました。

地震発生直後、委員長は休憩を宣告し、休憩中に予算等審査特別委員会理事会を開催し、当日の委員会の延会を決定しました。

また、3 月 14 日には理事会、会派代表者会、議会運営委員会を開催し、災害への対応を最優先するため、予算等審査特別委員会は、分科会を中止し、特別委員会最終日は、意見陳述と採決のみとし、本会議での一般質問も中止することを決定、大幅な議会日程を変更しました。

また、19 日から 23 日にはかけては、市内の主要駅などで市が実施した義援金街頭募金活動に全議員が参加し、市職員や学生ボランティアなどと一緒に募金の呼びかけを行うとともに、市議会議員^{*}からは義援金を贈り、被災地の復興に協力しました。



市議会も募金活動に参加

大雪で災害対策議会本部を設置

平成 26 年 2 月 14 日午前中からの降雪は、15 日昼過ぎにかけて降り続き、関東地方のほぼ全域で大雪警報が発令され、八王子市においても 50 cm を超える積雪を記録し、家屋や農業施設など、市内各地で大きな被害をもたらしました。

市は、15 日午後、市民の生命、生活に影響を及ぼすおそれがあることから「雪害対策本部」を設置し、情報提供や除雪などを実施するなどの対応を行っていました。

市議会は、16 日、市が行う大雪への対応を優先して進めるため、17 日、18 日に開催予定の各常任委員会の中止を決定、17 日には、大雪の影響による市域への被害状況等を迅速に



降雪対応に関する要望書を市長に提出

把握するため、議長を本部長とする「災害対策議会本部」を設置し、市が行う大雪対応を支援するとともに、議員それぞれが地域において降雪対応の取り組みを行いました。

その後、3 月 13 日には、この間の降雪を踏まえ、災害対策本部長である議長から市長に対し、市民の安心安全を確保する措置として、12 区分 49 項目からなる「降雪対応に関する要望書」を提出し、同本部は解散しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。



歴代委員会委員

委員会

本会議で審議、調査をすべて行うより、議会の内部機関として複数の委員会を設置し、各委員会に事務を分担させた方が、合理的、能率的に審査、調査を進めることができます。

このため、地方自治法では常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置が認められています。



全員協議会室



議会運営委員会室



第3・第4委員会室

常 任 委 員 会

(◎印 委員長 ○印 副委員長)

昭和60年6月5日～昭和62年4月30日

総務企画	◎川和 惟平	○川幡 芳男	吉村 藤吉	石森 允	原田 次雄
	山口 悟	黒須 隆一 (昭60・6・28辞職)	小俣 政治	吉本 良久	星川 光義
厚生水道	◎山田 いと子	○太田 義一	上島 宏	尾崎 正道	秋山 進
	小林 多門 (昭60・6・28辞職)	橋山 国雄	大竹嘉一郎	佐藤 一治	宮田 勝
文教経済	◎高野 守	○長谷川節子	須崎 竹一	両角 武雄	田代 重信
	長島 正毅	鶴田 粘	大塚林太郎	植松 敏夫 (昭60・6・28辞職)	
都市建設	◎上島 儀望	○皆川 清和	芝 悦次郎	金子幸太郎	池田 光邦
	小池 清	石井 照浩	内田弥三郎		

昭和62年5月22日～平成元年6月6日

総務企画	◎太田 義一	○宇田川良子	町田 照良	高野 守	吉本 良久
	小俣 政治	皆川 清和	石井 照浩	鶴田 粘	宮田 勝
厚生水道	◎大塚林太郎	○井上 睦子	福富りえ子	両角 武雄	長島 正毅
	長谷川節子	石井 栄治	塚本 秀雄	吉村 藤吉	星川 光義
文教経済	◎上島 宏	○飯沢 俊一	町田 貞之	清水 秀子	川和 惟平
	芝 悦次郎	山田いと子	上島 儀望	尾崎 正道	佐藤 一治
都市建設	◎小池 清	○寺田 元信	雨宮 美夫	桑原 忠久	澤本 宣男
	山口 和男	石森 允	秋山 進	橋山 国雄	

平成元年6月6日～平成3年4月30日

総務企画	◎皆川 清和 長島 正毅	○塚本 秀雄 上島 儀望	雨宮 美夫 小池 清	長谷川節子 佐藤 一治	両角 武雄 星川 光義
厚生水道	◎町田 貞之 澤本 宣男	○清水 秀子 吉本 良久	飯沢 俊一 石井 照浩	宇田川良子 吉村 藤吉	川和 惟平
文教経済	◎尾崎 正道 小俣 政治	○町田 照良 金子幸太郎	井上 睦子 石井 栄治	福富りえ子 橋山 国雄	秋山 進 宮田 勝
都市建設	◎桑原 忠久 太田 義一	○芝 悦次郎 鶴田 粘	寺田 元信 石森 允	高野 守 大塚林太郎	山口 和男 上島 宏

平成3年5月17日～平成5年6月1日

総務企画	◎町田 照良 澤本 宣男	○萩生田富司 福富りえ子	上島 宏 金子幸太郎	大塚林太郎 (平4・9・16文教経済へ所属変更) 橋山 国雄	秋山 進 長谷川節子
厚生水道	◎井上 睦子 清水 秀子 吉本 良久 (平4・6・26選任、9・16都市建設へ所属変更)	○萩生田光一 浅井 敬子	菅原 健司 両角 武雄 (平4・6・26辞退)	小澤徳仁郎 石井 照浩	上島 儀望 太田 義一
文教経済	◎雨宮 美夫 皆川 清和 (平4・9・16総務企画へ所属変更)	○横田 博 吉村 藤吉	宇田川良子 尾崎 正道	寺田 元信 石森 允	大日向 宏
都市建設	◎飯沢 俊一 芝 悦次郎	○伊藤 寿昭 (平4・9・16厚生水道へ所属変更) 山口 和男	町田 貞之 塚本 秀雄	生永 恭博 長島 正毅	桑原 忠久 (平4・9・22副委員長) 鶴田 粘

平成5年6月1日～平成7年4月30日

総務企画	◎塚本 秀雄 井上 睦子	○萩生田光一 桑原 忠久	上島 儀望 (平5・6・3辞職) 大塚林太郎	横田 博 吉村 藤吉	上島 宏 芝 悦次郎
厚生水道	◎長島 正毅 清水 秀子 (平5・6・2辞職)	○山口 和男 金子幸太郎	町田 照良 石森 允	尾崎 正道 橋山 国雄	吉本 良久 雨宮 美夫
文教経済	◎澤本 宣男 飯沢 俊一	○生永 恭博 両角 武雄	伊藤 寿昭 大日向 宏	宇田川良子 長谷川節子	浅井 敬子
都市建設	◎寺田 元信 福富りえ子	○萩生田富司 太田 義一	菅原 健司 皆川 清和	町田 貞之 秋山 進	小澤徳仁郎 鶴田 粘

平成7年5月17日～平成9年6月2日

総務企画	◎伊藤 寿昭 宇田川良子	○鶴田 粘 雨宮 美夫	三上 克忠 両角 武雄	上島 義盛 尾崎 正道	佐野 美和 山口 和男
厚生水道	◎芝 悦次郎 吉村 藤吉	○佐久間寛子 秋山 進	大日向 宏 吉本 良久 (平8・1・5辞職)	横田 博 萩生田富司	塚本 秀雄 町田 貞之
文教経済	◎長谷川節子 寺田 元信	○石森 孝志 澤本 宣男	山越 拓児 橋山 国雄	萩生田光一 長島 正毅	平岡 晴子
都市建設	◎生永 恭博 町田 照良	○高木 順一 井上 睦子	小野坂勝守 皆川 清和	市川 潔史 上島 宏	飯沢 俊一 小澤徳仁郎

平成9年6月2日～平成11年4月30日

総務企画	◎萩生田富司 町田 貞之	○市川 潔史 横田 博	石森 孝志 寺田 元信	平岡 晴子 生永 恭博	萩生田光一 芝 悦次郎
厚生水道	◎秋山 進 飯沢 俊一	○山越 拓児 雨宮 美夫	小野坂勝守 大塚林太郎	澤本 宣男 伊藤 寿昭	佐久間寛子
文教経済	◎大日向 宏 小澤徳仁郎	○上島 義盛 (平10・12・18辞職) 上島 宏	高木 順一 (平11・2・17副委員長) 両角 武雄	佐野 美和 吉村 藤吉	町田 照良 (平9・6・3辞職) 長谷川節子
都市建設	◎尾崎 正道 山口 和男	○三上 克忠 橋山 国雄	宇田川良子 長島 正毅	塚本 秀雄 井上 睦子	鶴田 粘

平成11年5月19日～平成13年6月4日

総務企画	◎石森 孝志 対間 康久	○小林 鈴子 萩生田光一	滝沢 景一 長島 正毅	千葉 修平 長谷川節子	上島 儀望 井上 睦子
厚生水道	◎山口 和男 町田 貞之	○森 英治 上島 宏	高山かつみ 佐久間寛子	佐野 美和 皆川 清和	水野 淳 高木 順一
文教経済	◎市川 潔史 伊藤 寿昭	○平岡 晴子 萩生田富司	松本 良子 生永 恭博	近藤 充 大塚林太郎	多田寿美江 芝 悦次郎
都市建設	◎小野坂勝守 吉本 良久	○両角 穰 秋山 進	小林 信夫 飯沢 俊一	上原 洋 寺田 元信	山越 拓児

平成13年6月4日～平成15年4月30日

総務企画	◎高木 順一 山越 拓児	○上原 洋 萩生田光一 (平13・6・5辞職)	両角 穰 伊藤 寿昭	高山かつみ 町田 貞之	上島 儀望 芝 悦次郎
厚生水道	◎井上 睦子 萩生田富司	○小林 信夫 生永 恭博	近藤 充 皆川 清和	松本 良子 石森 孝志	佐野 美和 (平13・6・5辞職) 長島 正毅
文教経済	◎小野坂勝守 平岡 晴子	○山口 和男 秋山 進	対間 康久 塚本 秀雄	小林 鈴子 大塚林太郎	森 英治
都市建設	◎市川 潔史 吉本 良久	○滝沢 景一 上島 宏	水野 淳 佐久間良子	千葉 修平 (平15・4・21辞職) 飯沢 俊一	多田寿美江 長谷川節子

平成15年5月16日～平成17年6月9日

総務企画	◎対間 康久 松本 良子	○森 英治 多田寿美江	小林 弘幸 吉本 良久	伊藤 祥広 井上 睦子	村松 徹
厚生水道	◎山越 拓児 若尾喜美絵	○高野 英男 高木 順一	狩野 宏子 小野坂勝守	両角 穰 滝沢 景一	萩田 米蔵 小林 鈴子
文教経済	◎小林 信夫 上原 洋	○川村美恵子 水野 淳	山田 玲子 飯沢 俊一	陣内 泰子 市川 潔史	伊藤 裕司 山口 和男
都市建設	◎近藤 充 鈴木 勇次	○高山かつみ 石森 孝志	福安 徹 塚本 秀雄	原田 繁 秋山 進	上島 儀望 町田 貞之

平成17年6月9日～平成19年4月30日

総務企画	◎ 両角 穰 近藤 充	○ 萩田 米蔵 小林 信夫	陣内 泰子 秋山 進	高野 英男 山口 和男	小野坂勝守
厚生水道	◎ 高山かつみ 狩野 宏子	○ 森 英治 対間 康久	石森 孝志 (平17・6・10辞職) 萩生田富司	伊藤 祥広 市川 潔史	山田 玲子 井上 睦子
文教経済	◎ 上原 洋 松本 良子	○ 福安 徹 若尾喜美絵	小林 弘幸 高木 順一	原田 繁 多田寿美江	滝沢 景一 山越 拓児
都市建設	◎ 水野 淳 鈴木 勇次	○ 川村美恵子 小林 鈴子	村松 徹 塚本 秀雄	上島 儀望 吉本 良久	伊藤 裕司 町田 貞之

平成19年5月17日～平成21年6月8日

総務企画	◎ 小林 弘幸 山越 拓児	○ 原田 繁 萩生田富司	鈴木 玲央 市川 潔史	中島 正寿 上島 儀望	水野 淳 井上 睦子
厚生水道	◎ 松本 良子 伊藤 裕司	○ 伊藤 祥広 山田 玲子	伊藤 忠之 近藤 充	狩野 宏子 小林 信夫	陣内 泰子
文教経済	◎ 小林 鈴子 両角 穰	○ 若尾喜美絵 森 英治	五間 浩 吉本 良久	姥貝 莊一 高野 英男	鈴木 勇次 村松 徹
都市建設	◎ 福安 徹 高山かつみ	○ 相澤 耕太 上原 洋	伊藤 大輔 川村美恵子	萩田 米蔵 塚本 秀雄	対間 康久 山口 和男

平成21年6月8日～平成23年4月30日

総務企画	◎伊藤 祥広 吉本 良久	○五間 浩 山田 玲子 (平22・1・31辞職)	上原 洋 上島 儀望	対間 康久 山越 拓児	森 英治
厚生	◎荻田 米蔵 狩野 宏子	○伊藤 大輔 若尾喜美絵	小林 弘幸 (平21・6・30辞職) 小林 鈴子	陣内 泰子 高木 順一	原田 繁 塚本 秀雄
文教経済	◎鈴木 勇次 高山かつみ	○伊藤 忠之 両角 穰	中島 正寿 松本 良子	近藤 充 萩生田富司	水野 淳 井上 睦子
都市環境	◎伊藤 裕司 村松 徹	○姥貝 莊一 相澤 耕太	鈴木 玲央 小林 信夫	福安 徹 川村美恵子	高野 英男 山口 和男

平成23年5月18日～平成25年6月10日

総務企画	◎鈴木 玲央 小林 信夫	○美濃部弥生 市川 潔史	浜中 賢司 森 英治	小林 裕恵 山口 和男	伊藤 裕司 井上 睦子
厚生	◎村松 徹 島内 幸恵	○鈴木 基司 近藤 充 (平24・12・7辞職)	西本 和也 陣内 泰子	安藤 修三 山越 拓児	五間 浩
文教経済	◎松本 良子 福安 徹	○吉本 孝良 伊藤 忠之	渡口 禎 大久保賢一	青柳有希子 高木 順一	荻田 米蔵 両角 穰 (平24・1・15辞職)
都市環境	◎相澤 耕太 鈴木 勇次	○及川 賢一 小林 鈴子	馬場 貴大 塚本 秀雄	鳴海 有理 伊藤 祥広	星野 直美 中島 正寿

平成25年6月10日～平成27年4月30日

総務企画	◎伊藤 裕司 島内 幸恵 (平25・6・11辞職)	○渡口 禎 高木 順一	吉本 孝良 市川 潔史	鳴海 有理 森 英治	村松 徹 山口 和男
厚生	◎山越 拓児 水野 淳	○浜中 賢司 萩田 米蔵	安藤 修三 井上 睦子	青柳有希子 鈴木 玲央	美濃部弥生
文教経済	◎中島 正寿 小林 裕恵	○星野 直美 松本 良子	馬場 貴大 大久保賢一	伊藤 祥広 小林 鈴子	西本 和也
都市環境	◎伊藤 忠之 福安 徹	○及川 賢一 塚本 秀雄	鈴木 基司 五間 浩	鈴木 勇次 相澤 耕太	陣内 泰子

平成27年5月19日～平成29年6月8日

総務企画	◎馬場 貴大 水野 淳	○西本 和也 市川 潔史	西山 賢 森 英治	佐藤 梓 山越 拓児	村松 徹
厚生	◎美濃部弥生 星野 直美	○陣内 泰子 市川 克宏	八木下輝一 小林 裕恵	吉本 孝良 伊藤 祥広	中島 正寿 小林 信夫
文教経済	◎青柳有希子 鈴木 基司	○梶原 幸子 鈴木 玲央	石井 宏和 小林 鈴子	及川 賢一 鳴海 有理	五間 浩 伊藤 忠之
都市環境	◎安藤 修三 萩田 米蔵	○岩田 祐樹 相澤 耕太	石川 裕司 鈴木 勇次	渡口 禎 伊藤 裕司	前田 佳子 浜中 賢司

平成29年6月8日～

総務企画	◎鈴木 基司 萩田 米蔵	○中島 正寿 青柳有希子	伊藤 祥広 (平29・6・9辞職) 水野 淳	及川 賢一 森 英治	梶原 幸子 陣内 泰子
厚生	◎小林 裕恵 馬場 貴大	○西山 賢 鳴海 有理	鈴木 玲央 (平29・6・9辞職) 市川 潔史	八木下輝一 伊藤 忠之	五間 浩 山越 拓児
文教経済	◎渡口 禎 前田 佳子	○石川 裕司 浜中 賢司	岩田 祐樹 村松 徹	安藤 修三 (平29・6・9辞職) 相澤 耕太	市川 克宏 美濃部弥生
都市環境	◎星野 直美 小林 鈴子	○鈴木 勇次 福安 徹	佐藤 梓 吉本 孝良	八木下輝一 小林 信夫	西本 和也

議会運営委員会

(◎印 委員長 ○印 副委員長)

昭和60年6月17日～昭和62年4月30日

◎吉本 良久	○大塚林太郎	川幡 芳男 (昭61・3・15辞任)	太田 義一	上島 宏	高野 守
尾崎 正道	須崎 竹一	秋山 進	両角 武雄 (昭61・3・25選任)	小池 清	

昭和62年5月22日～平成元年6月19日

◎皆川 清和	○塚本 秀雄	太田 義一	川和 惟平	上島 宏	芝 悦次郎
高野 守	尾崎 正道	小池 清			

平成元年6月19日～平成3年4月30日

◎大塚林太郎	○上島 宏	町田 照良	雨宮 美夫	町田 貞之	皆川 清和
澤本 宣男	山口 和男	太田 義一			

平成3年5月17日～平成5年6月1日

◎塚本 秀雄 (平4・9・7委員長辞任 平9・9・16委員辞任)	○雨宮 美夫	伊藤 寿昭 (平4・9・16選任)	澤本 宣男	長島 正毅	萩生田光一 (平4・9・7委員長)
長谷川節子	町田 貞之	大塚林太郎 (平3・9・18選任)	両角 武雄 (平3・9・18辞任)		

(平成3年12月 地方自治法の一部改正により議会運営委員会が法制化される)

平成5年6月1日～平成7年4月30日

◎雨宮 美夫	○大日向 宏	萩生田富司	伊藤 寿昭	生永 恭博	桑原 忠久
秋山 進	福富りえ子	長谷川節子			

平成7年5月17日～平成9年6月2日

◎萩生田富司	○町田 貞之	石森 孝志	小野坂勝守	大日向 宏 (平8・6・10選任)	飯沢 俊一 (平8・3・1選任)
町田 照良	雨宮 美夫	横田 博 (平8・3・1選任)	平岡 晴子	皆川 清和 (平8・3・1辞任)	澤本 宣男 (平8・6・10辞任)
芝 悦次郎	長谷川節子 (平8・3・1辞任)				

平成9年6月2日～平成11年4月30日

◎伊藤 寿昭	○生永 恭博	高木 順一	三上 克忠	上島 義盛 (平10・12・18辞職)	小野坂勝守 (平11・2・26選任)
市川 潔史	横田 博	佐久間寛子	飯沢 俊一	上島 宏	

平成11年5月19日～平成13年6月4日

◎高木 順一	○小野坂勝守	滝沢 景一	両角 穰 (平12・9・8選任)	小林 信夫	上島 儀望
水野 淳 (平12・6・8辞任)	上原 洋	市川 潔史	山越 拓児	石森 孝志	佐久間寛子

平成13年6月4日～平成15年4月30日

◎石森 孝志	○小野坂勝守	近藤 充	上島 儀望	滝沢 景一	千葉 修平 (平15・4・21辞職)
多田寿美江	市川 潔史	山越 拓児	高木 順一	佐久間寛子	

平成15年5月16日～平成17年6月9日

◎滝沢 景一	○小林 鈴子	伊藤 祥広	陣内 泰子	荻田 米蔵	若尾喜美絵
水野 淳	高木 順一	小林 信夫	森 英治	山越 拓児	

平成17年6月9日～平成19年4月30日

◎近藤 充	○小林 信夫	小林 弘幸	原田 繁	山田 玲子	陣内 泰子
伊藤 裕司	上原 洋	若尾喜美絵	両角 穰	山越 拓児	

平成19年5月17日～平成21年6月8日

◎高野 英男	○村松 徹	鈴木 玲央	五間 浩	伊藤 忠之	姥貝 莊一 (平20・9・8選任)
陣内 泰子 (平20・1・16選任)	伊藤 祥広	鈴木 勇次	若尾喜美絵	近藤 充	高山かつみ

平成21年6月8日～平成23年4月30日

◎山田 玲子 (平22・1・31辞職)	○姥貝 莊一	伊藤 大輔	伊藤 祥広	中島 正寿	陣内 泰子 (平22・9・1辞任)
福安 徹	高野 英男	原田 繁	相澤 耕太	鈴木 勇次	若尾喜美絵
小林 鈴子 (平22・2・12選任、2・18委員長)					

平成23年5月18日～平成25年6月10日

◎伊藤 祥広	○中島 正寿	西本 和也	鳴海 有理	浜中 賢司	五間 浩
鈴木 勇次	伊藤 裕司	伊藤 忠之	大久保賢一		

平成25年6月10日～平成27年4月30日

◎五間 浩	○鈴木 玲央	吉本 孝良	安藤 修三	鳴海 有理	渡口 禎
美濃部弥生	鈴木 勇次	小林 裕恵 (平25・6・12辞任)	大久保賢一	高木 順一	

平成27年5月19日～平成29年6月8日

◎浜中 賢司	○西本 和也	岩田 祐樹	西山 賢	渡口 禎	佐藤 梓
中島 正寿	星野 直美	小林 裕恵	鈴木 玲央	鈴木 勇次	

平成29年6月8日～

◎吉本 孝良	○美濃部弥生	石川 裕司	渡口 禎	星野 直美	市川 克宏
前田 佳子	小林 裕恵	馬場 貴大	水野 淳	小林 信夫	

特 別 委 員 会

(◎印 委員長 ○印 副委員長)

昭和60年6月17日～平成62年4月30日

多摩・八王子 ニュータウン 対策	◎橋山 国雄 田代 重信	○上島 儀望 山口 悟	川幡 芳男 吉本 良久	川和 惟平 星川 光義	原田 次雄 宮田 勝
公害対策	◎皆川 清和 石森 允 内田弥三郎	○石井 照浩 芝 悦次郎	太田 義一 長谷川節子	山田いと子 鶴田 粘	須崎 竹一 大竹嘉一郎
流域下水道 対策	◎小池 清 金子幸太郎 吉本 良久	○太田 義一 池田 光邦	皆川 清和 長島 正毅	吉村 藤吉 鶴田 粘	秋山 進 大塚林太郎
都市交通対策	◎秋山 進 尾崎 正道 佐藤 一治	○吉村 藤吉 長谷川節子	太田 義一 両角 武雄	上島 宏 小俣 政治	高野 守 大塚林太郎

昭和61年12月8日～平成62年4月30日

議員定数に 関する	◎大竹嘉一郎 橋山 国雄	○池田 光邦 佐藤 一治	川和 惟平 石井 照浩	両角 武雄 星川 光義	山口 悟 宮田 勝
--------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	--------------

昭和62年5月22日～平成元年6月19日

ニュータウン 対策	◎橋山 国雄 秋山 進	○清水 秀子 石井 栄治	寺田 元信 塚本 秀雄	井上 睦子 吉村 藤吉	川和 惟平 星川 光義
公害対策	◎鶴田 粘 上島 宏	○飯沢 俊一 高野 守	寺田 元信 山口 和男	雨宮 美夫 小俣 政治	福富りえ子 佐藤 一治

流域下水道 対策	◎長谷川節子	○町田 貞之	桑原 忠久	太田 義一	大塚林太郎
	芝 悦次郎	澤本 宣男	両角 武雄	長島 正毅	宮田 勝

都市交通対策	◎石井 照浩	○町田 照良	宇田川良子	吉本 良久	石森 允
	山田いと子	上島 儀望	尾崎 正道	小池 清	皆川 清和

平成元年3月2日～25日

基本構想	◎川和 惟平	○星川 光義	福富りえ子	吉本 良久	山田いと子
	秋山 進	長島 正毅	小池 清	石井 栄治	橋山 国雄

平成元年6月19日～平成3年4月30日

ニュータウン 対策	◎寺田 元信	○澤本 宣男	町田 貞之	清水 秀子	塚本 秀雄
	川和 惟平	芝 悦次郎	秋山 進	石井 栄治	橋山 国雄

流域下水道 対策	◎長島 正毅	○皆川 清和	井上 睦子	吉本 良久	両角 武雄
	上島 儀望	鶴田 粘	石森 允	上島 宏	宮田 勝

公害対策	◎太田 義一	○吉村 藤吉	町田 照良	寺田 元信	宇田川良子
	長谷川節子	金子幸太郎	尾崎 正道	佐藤 一治	石井 照浩

交通対策	◎山口 和男	○飯沢 俊一	雨宮 美夫	福富りえ子	桑原 忠久
	高野 守	小俣 政治	小池 清	大塚林太郎	星川 光義

平成元年12月6日～12月21日

組織条例審査	◎石森 允	○山口 和男	飯沢 俊一	井上 睦子	福富りえ子
	塚本 秀雄	皆川 清和	芝 悦次郎	秋山 進	澤本 宣男
	長谷川節子	太田 義一	両角 武雄	金子幸太郎	上島 儀望
	石井 照浩	橋山 国雄			

平成3年5月17日～平成5年6月15日

ニュータウン 対策	◎橋山 国雄	○福富りえ子	伊藤 寿昭	萩生田富司	大日向 宏
	清水 秀子 (平5・6・2辞職)	両角 武雄	芝 悦次郎	秋山 進	塚本 秀雄
公害対策	◎寺田 元信	○宇田川良子	上島 儀望 (平5・6・3辞職)	井上 睦子	皆川 清和
	大塚林太郎	澤本 宣男	山口 和男	石森 允	長島 正毅
流域下水道 対策	◎石井 照浩	○菅原 健司	横田 博	町田 照良	飯沢 俊一
	上島 宏	吉村 藤吉	鶴田 粘	太田 義一	
交通対策	◎長谷川節子	○桑原 忠久	萩生田光一	町田 貞之	小澤徳仁郎
	生永 恭博	浅井 敬子	尾崎 正道	金子幸太郎	雨宮 美夫

平成4年9月16日～9月28日

土地信託	◎芝 悦次郎	○山口 和男	萩生田富司	伊藤 寿昭	桑原 忠久
	井上 睦子	澤本 宣男	浅井 敬子	太田 義一	秋山 進
	吉村 藤吉	清水 秀子			

平成5年6月15日～平成7年4月30日

ニュータウン 対策	◎町田 貞之	○浅井 敬子	萩生田富司	寺田 元信	塚本 秀雄
	澤本 宣男	秋山 進	山口 和男	両角 武雄	長島 正毅
公害対策	◎伊藤 寿昭	○萩生田光一	生永 恭博	福富りえ子	太田 義一
	雨宮 美夫	大日向 宏	長谷川節子		
交通対策	◎飯沢 俊一	○小澤徳仁郎	宇田川良子	菅原 健司	上島 宏
	皆川 清和	吉本 良久	金子幸太郎	橋山 国雄	鶴田 粘
病院対策	◎尾崎 正道	○芝 悦次郎	横田 博	町田 照良	井上 睦子
	桑原 忠久	大塚林太郎	吉村 藤吉	石森 允	

平成7年5月17日～平成9年6月16日

ニュータウン 対策	◎秋山 進 寺田 元信	○三上 克忠 吉村 藤吉	山越 拓児 上島 宏	井上 睦子 萩生田富司	平岡 晴子 橋山 国雄
交通対策	◎大日向 宏 伊藤 寿昭	○佐野 美和 雨宮 美夫	小野坂勝守 鶴田 粘	市川 潔史 小澤徳仁郎	飯沢 俊一
病院対策	◎萩生田光一 横田 博	○山口 和男 佐久間寛子	高木 順一 吉本 良久 (平8・1・5辞職)	生永 恭博 長島 正毅	宇田川良子 尾崎 正道
中心市街地 対策	◎塚本 秀雄 皆川 清和	○町田 貞之 澤本 宣男	石森 孝志 両角 武雄	上島 義盛 芝 悦次郎	町田 照良 (平9・6・3辞職) 長谷川節子

平成7年6月15日～6月26日

公共施設 使用料等審査	◎両角 武雄 町田 照良 長島 正毅	○山口 和男 生永 恭博	上島 義盛 井上 睦子	萩生田光一 平岡 晴子	伊藤 寿昭 秋山 進
----------------	--------------------------	-----------------	----------------	----------------	---------------

平成9年6月16日～平成11年4月30日

ニュータウン 対策	◎宇田川良子 塚本 秀雄	○平岡 晴子 寺田 元信	山越 拓児 鶴田 粘	佐野 美和 秋山 進	飯沢 俊一 橋山 国雄
交通対策	◎小澤徳仁郎 佐久間寛子	○石森 孝志 雨宮 美夫	三上 克忠 上島 宏	上島 義盛 (平10・12・18辞職) 山口 和男	澤本 宣男
病院対策	◎萩生田光一 尾崎 正道	○小野坂勝守 伊藤 寿昭	市川 潔史 長島 正毅	萩生田富司 井上 睦子	横田 博
中心市街地 対策	◎町田 貞之 生永 恭博	○高木 順一 吉村 藤吉	大日向 宏 芝 悦次郎	両角 武雄 長谷川節子	大塚林太郎

平成10年12月4日～12月17日

基本構想	◎萩生田光一	○山口 和男	石森 孝志	小野坂勝守	市川 潔史
	佐久間寛子	大塚林太郎	生永 恭博	芝 悦次郎	

平成11年5月19日～平成13年6月20日

ニュータウン 対策	◎萩生田富司	○上原 洋	高山かつみ	近藤 充	山越 拓児
	平岡 晴子	町田 貞之	寺田 元信	大塚林太郎	芝 悦次郎
交通対策	◎上島 宏	○滝沢 景一	千葉 修平	上島 儀望	多田寿美江
	市川 潔史	山口 和男	飯沢 俊一	小野坂勝守	
病院対策	◎生永 恭博	○松本 良子	両角 穰	小林 鈴子	対間 康久
	吉本 良久	萩生田光一 (平13・6・5辞職)	高木 順一	長島 正毅	井上 睦子
中心市街地 対策	◎佐久間寛子	○小林 信夫	佐野 美和 (平13・6・5辞職)	水野 淳	森 英治
	石森 孝志	伊藤 寿昭	秋山 進	皆川 清和	長谷川節子

平成13年6月20日～平成15年4月30日

ニュータウン 対策	◎滝沢 景一	○千葉 修平 (平15・4・21辞職)	両角 穰	高山かつみ	松本 良子
	平岡 晴子	萩生田富司	塚本 秀雄	芝 悦次郎	
交通対策	◎山越 拓児	○伊藤 寿昭	小林 信夫	水野 淳	上原 洋
	市川 潔史	生永 恭博	皆川 清和	飯沢 俊一	
病院対策	◎長島 正毅	○佐久間寛子	近藤 充	小林 鈴子	吉本 良久
	高木 順一	町田 貞之	上島 宏	山口 和男	石森 孝志
中心市街地 対策	◎対間 康久	○森 英治	上島 儀望	多田寿美江	秋山 進
	大塚林太郎	小野坂勝守	長谷川節子	井上 睦子	

平成14年12月9日～12月20日

基本構想	◎高木 順一	○山越 拓児	小林 信夫	上島 儀望	滝沢 景一
	水野 淳	千葉 修平	森 英治	市川 潔史	平岡 晴子
	石森 孝志				

平成15年5月16日～平成17年6月27日

ニュータウン 対策	◎若尾喜美絵	○伊藤 裕司	村松 徹	高山かつみ	対間 康久
	小野坂勝守	山越 拓児	飯沢 俊一	塚本 秀雄	市川 潔史
交通対策	◎多田寿美江	鈴木 勇次	小林 弘幸	狩野 宏子	高野 英男
	近藤 充	萩田 米蔵	石森 孝志 (平17・6・10辞職)	森 英治	川村美恵子
中心市街地 対策	◎水野 淳	○上原 洋	伊藤 祥広	山田 玲子	上島 儀望
	松本 良子	高木 順一	滝沢 景一	秋山 進	
少子・高齢化 対策	◎両角 穰	○原田 繁	福安 徹	陣内 泰子	小林 信夫
	吉本 良久	小林 鈴子	町田 貞之	山口 和男	井上 睦子

平成15年6月18日～6月30日

組織条例等 審査	◎石森 孝志	○小林 信夫	村松 徹	陣内 泰子	高野 英男
	近藤 充	高山かつみ	森 英治	滝沢 景一	山口 和男
	井上 睦子				

平成17年6月27日～19年4月30日

ニュータウン 対策	◎対間 康久	○村松 徹	福安 徹	高山かつみ	若尾喜美絵
	小野坂勝守	山越 拓児	萩生田富司	塚本 秀雄	秋山 進
交通対策	◎小林 鈴子	○鈴木 勇次	原田 繁	高野 英男	両角 穰
	川村美恵子	吉本 良久	市川 潔史	町田 貞之	

中心市街地 対策	◎滝沢 景一 水野 淳	○伊藤 祥広 森 英治	山田 玲子 小林 信夫	上島 儀望 山口 和男	松本 良子
-------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------

少子・高齢化 対策	◎井上 睦子 荻田 米蔵	○小林 弘幸 上原 洋	狩野 宏子 高木 順一	陣内 泰子 多田寿美江	伊藤 裕司 近藤 充
--------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	---------------

平成19年5月17日～平成21年6月24日

ニュータウン 対策	◎上原 洋 萩生田富司	○伊藤 祥広 塚本 秀雄	伊藤 忠之 村松 徹	高山かつみ 井上 睦子	山越 拓児
--------------	----------------	-----------------	---------------	----------------	-------

交通対策	◎伊藤 裕司 森 英治	○鈴木 勇次 川村美恵子	福安 徹 高野 英男	荻田 米蔵 小林 信夫	対間 康久 山口 和男
------	----------------	-----------------	---------------	----------------	----------------

中心市街地 対策	◎山田 玲子 相澤 耕太	○姥貝 莊一 松本 良子	伊藤 大輔 両角 穰	小林 弘幸 吉本 良久	五間 浩 市川 潔史
-------------	-----------------	-----------------	---------------	----------------	---------------

少子・高齢化 対策	◎若尾喜美絵 原田 繁	○中島 正寿 近藤 充	鈴木 玲央 水野 淳	狩野 宏子 小林 鈴子	陣内 泰子 上島 儀望
--------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------

平成21年6月24日～平成23年4月30日

ニュータウン 対策	◎村松 徹 高山かつみ	○若尾喜美絵 両角 穰	伊藤 大輔 萩生田富司	伊藤 忠之 塚本 秀雄	水野 淳 山越 拓児
--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------

交通対策	◎高野 英男 福安 徹	○川村美恵子 相澤 耕太	中島 正寿 鈴木 勇次	小林 弘幸 (平21・6・30辞職) 近藤 充	上原 洋 小林 鈴子
------	----------------	-----------------	----------------	-------------------------------	---------------

中心市街地 対策	◎姥貝 莊一 対間 康久	○森 英治 松本 良子	五間 浩 高木 順一	伊藤 裕司 山田 玲子 (平22・1・31辞職)	原田 繁 山口 和男
-------------	-----------------	----------------	---------------	--------------------------------	---------------

少子・高齢化 対策	◎陣内 泰子 小林 信夫	○鈴木 玲央 吉本 良久	伊藤 祥広 上島 儀望	荻田 米蔵 井上 睦子	狩野 宏子
--------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	-------

平成23年5月18日～平成25年6月26日

ニュータウン 対策	◎伊藤 忠之	○浜中 賢司	美濃部弥生	鈴木 基司	村松 徹
	星野 直美	小林 裕恵	島内 幸恵 (平25・6・11辞職)	塚本 秀雄	山越 拓児
交通対策	◎中島 正寿	○安藤 修三	西本 和也	鈴木 勇次	近藤 充 (平24・12・7辞職)
	高木 順一	伊藤 祥広	市川 潔史	両角 穰 (平24・1・15辞職)	
中心市街地 対策	◎陣内 泰子	○渡口 禎	馬場 貴大	吉本 孝良	及川 賢一
	鳴海 有理	福安 徹	小林 信夫	松本 良子	森 英治
復興支援・ 災害対策	◎五間 浩	○青柳有希子	鈴木 玲央	荻田 米蔵	伊藤 裕司
	小林 鈴子	相澤 耕太	大久保賢一	山口 和男	井上 睦子

平成24年10月18日～平成27年3月27日

中核市移行 調査	◎塚本 秀雄	○山越 拓児	及川 賢一 (平25・12・5選任)	渡口 禎	浜中 賢司
	鈴木 玲央	五間 浩	荻田 米蔵	鈴木 勇次	島内 幸恵 (平25・6・11辞職)
	相澤 耕太	陣内 泰子 (平25・6・17辞任)	伊藤 祥広	森 英治	井上 睦子

平成24年12月6日～12月19日

基本構想	◎福安 徹	○松本 良子	馬場 貴大	吉本 孝良	西本 和也
	安藤 修三	鳴海 有理	五間 浩	伊藤 忠之	大久保賢一
	伊藤 祥広	中島 正寿	山口 和男	井上 睦子	

平成25年2月28日～平成25年9月18日

議会基本条例 策定	◎伊藤 裕司	○荻田 米蔵	安藤 修三	鳴海 有理	浜中 賢司
	鈴木 玲央	村松 徹	星野 直美	鈴木 勇次	島内 幸恵 (平25・6・11辞職)
	小林 裕恵 (平25・6・28選任)	伊藤 祥広	中島 正寿	井上 睦子	山越 拓児

平成25年6月26日～平成27年4月30日

ニュータウン 対策	◎美濃部弥生 村松 徹	○鈴木 基司 伊藤 忠之	鳴海 有理 塚本 秀雄	小林 裕恵 山越 拓児	福安 徹
交通対策	◎馬場 貴大 陣内 泰子	○西本 和也 荻田 米蔵	浜中 賢司 鈴木 玲央	星野 直美 小林 鈴子	鈴木 勇次
中心市街地 対策	◎吉本 孝良 五間 浩	○松本 良子 市川 潔史	及川 賢一 森 英治	伊藤 裕司 相澤 耕太	高木 順一
復興支援・ 災害対策	◎大久保賢一 水野 淳	○安藤 修三 中島 正寿	青柳有希子 井上 睦子	伊藤 祥広 山口 和男	渡口 禎

平成27年5月19日～平成29年6月27日

都市づくり・ ニュータウン 対策	◎星野 直美 五間 浩	○市川 克宏 前田 佳子	岩田 祐樹 伊藤 祥広 (平29・6・9辞職)	及川 賢一 村松 徹	吉本 孝良 森 英治
交通対策	◎鈴木 基司 西本 和也	○荻田 米蔵 市川 潔史	石川 裕司 山越 拓児	相澤 耕太 陣内 泰子	水野 淳
復興支援・ 防災・ 危機管理対策	◎鳴海 有理 小林 裕恵	○西山 賢 青柳有希子	石井 宏和 伊藤 裕司	馬場 貴大 小林 信夫	中島 正寿 伊藤 忠之
人口減少・ 高齢社会 対策	◎渡口 禎 梶原 幸子	○八木下輝一 鈴木 玲央 (平29・6・9辞職)	美濃部弥生 小林 鈴子	安藤 修三 (平29・6・9辞職) 鈴木 勇次	佐藤 梓 浜中 賢司

平成29年6月27日～

都市づくり・ ニュータウン	◎馬場 貴大 五間 浩	○鳴海 有理 水野 淳	石川 裕司 美濃部弥生	石井 宏和 森 英治	及川 賢一
交通対策	◎西本 和也 相澤 耕太	○岩田 祐樹 福安 徹	佐藤 梓 吉本 孝良	市川 克宏 市川 潔史	村松 徹
復興支援・ 防災・ 危機管理対策	◎八木下輝一 浜中 賢司	○伊藤 忠之 荻田 米蔵	梶原 幸子 小林 鈴子	前田 佳子 鈴木 勇次	小林 裕恵
次世代支援・ 高齢社会対策	◎山越 拓児 星野 直美	○小林 信夫 鈴木 基司	西山 賢 青柳有希子	渡口 禎 陣内 泰子	中島 正寿

資料編

昭和 61 年

- 3 月 ・ 市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議員報酬を 41 万円など）を可決
- 6 月 ・ 「国保財政の危機打開に関する意見書」を可決（P24）
- 9 月 ・ 厚生大臣などに面会、「国保財政の危機打開」を強く要請（P24）
- 12 月 ・ 「議員定数に関する特別委員会」を設置（P25）
 - ・ 「都立病院誘致に関する意見書」を可決し、都知事に要請行動を行う
 - ・ 市議会議員団は、伊豆大島噴火災害義援金を大島町に贈る

昭和 62 年

- 3 月 ・ 議員定数に関する特別委員会は、議員定数問題で市議会初の公聴会を開催（P25）
 - ・ 議員提出議案「議員定数削減条例案」を否決（P25）
- 4 月 ・ 市議会議員選挙
- 5 月 ・ 臨時会を開催し、議長に金子幸太郎議員、副議長に吉本良久議員を選出
- 6 月 ・ 市と合同で東京都に対し、都立病院（南部地域病院）誘致の要請行動を行う



昭和 63 年

- 1 月 ・ 市長選挙 波多野重雄氏 2 期目就任
- 3 月 ・ 八王子市議会史（資料編Ⅰ、Ⅱ、年表編）発刊
- 8 月 ・ 議会の放映等に関する検討会を設置（P61）
- 9 月 ・ 市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議員報酬を 47 万円など）を可決
- 11 月 ・ 議会運営委員会は、決算審査特別委員会の構成を議長を除く全議員とすることを決定

平成元年

- 1月
 - ・昭和天皇崩御
 - ・市長、議長は、奉悼文を携え宮内庁へ
- 3月
 - ・施政方針・当初予算等市長提案説明及び会派代表質疑・一般質問をCATVで放映開始（P61）
 - ・「八王子市基本構想の改定」を基本構想特別委員会で審査し、本会議で可決（P26）
- 4月
 - ・交通事故撲滅に向け、JR 八王子駅など5か所で実行運動を実施
 - ・3月議会で可決した「交通体系整備に関する意見書」及び「東京都保険医療計画の整備充実に関する意見書」について、都に要請行動を行う。
- 6月
 - ・議長、副議長の辞任に伴い、議長に山田いと子議員、副議長に秋山 進議員を選出
 - ・会派代表者会は、「虚礼廃止についての申し合わせ事項」を決定
- 10月
 - ・定例会招集月を早期化するよう市長に要請（P28）
- 11月
 - ・市長は、第4回定例会の招集月を11月に変更（P28）
 - ・定例会招集月の早期化に伴い、市議会の呼称「3月、6月、9月、12月定例会」を「第1回、第2回、第3回、第4回定例会」に改める（P28）



暴力追放に関する決議

最近の八王子市内における、いわゆる暴力団の抗争事件により、市民は、その恐怖に日夜おののいている。とりわけ事件関係者の事務所などのある周辺を通学区とする学校においては、児童の生命の安全を確保するため、通学路の変更や教職員による児童の誘導などの防衛手段を講じているところである。しかし、このような暴力行為は極めて悪質で、かつ、ますます拡大しつつあり、市民の生命財産は著しく脅かされており、誠に憂慮に耐えないところである。民主主義を根底から覆すこれら暴力行為を排除しない限り、基本的人権の行使と平和な日常生活の安定は期し難い。

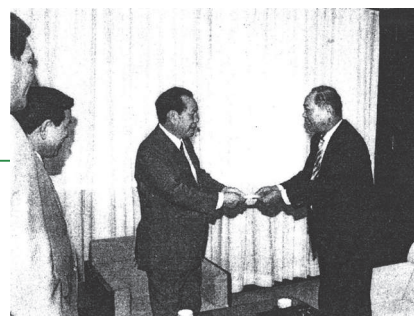
よって、八王子市から暴力を追放するために、関係当局と連携を密にして、暴力を排除し、明るく住みよい平和な町づくりに邁進することを決議する。

平成2年

- 2月
 - ・市議会協議会は、市内での暴力団抗争に対し、「暴力追放に関する決議」を可決
- 3月
 - ・予算審査特別委員会総括質疑をCATVで放映開始
 - ・市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議員報酬を51万円など）を可決
- 6月
 - ・議員提出議案「首都高速道路の取り扱いを中央自動車道八王子インターチェンジまで延長に関する意見書」を可決
- 10月
 - ・八王子市議会史（記述編Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）発刊

平成3年

- 4月 ・市議会議員選挙
- 5月 ・市議会臨時会を開催し、議長に吉本良久議員、副議長に上島 宏議員を選出
- 6月 ・市議会議員団は、雲仙・普賢岳噴火災害義援金を日赤長崎県支部に贈る
- 12月 ・地方自治法の一部改正により議会運営委員会が法制化される



平成4年

- 1月 ・市長選挙 波多野重雄氏3期目就任
- 6月 ・議長の辞任に伴い、議長に両角武雄議員を選出
 - ・市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（報酬月額を57万円など）を可決
- 11月 ・議会運営委員会は、一般質問の質問時間を40分と決定

平成5年

- 6月 ・議長、副議長の辞任に伴い、議長に石井照浩議員、副議長に鶴田 粘議員を選出
- 9月 ・市議会議員団は、北海道南西沖地震義援金を日本赤十字社北海道支部に贈る



平成6年

- 3月 • 情報公開条例の一部改正（実施機関に議会を加える）を可決
- 4月 • 関東市議会議長会会長に石井議長が就任
- 6月 • 市民から市長に提出され、市長から議会に諮問された「入所保留処分の取り消しを求める異議申し立て」3件は、棄却すべきものと答申することを決定（P34）
- 7月 • 市議会は、「廿里町地内の墓地新設の中止を求める請願」を採択し、都に協力を要請
- 12月 • 市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（期末手当を0.1か月引き下げるもの）を可決

平成7年

- 1月 • 市議会議員団は、兵庫県南部地震災害義援金を日本赤十字社に贈る
- 4月 • 市議会議員選挙
- 5月 • 市議会臨時会を開催し、議長に大塚林太郎議員、副議長に橋山国雄議員を選出
- 6月 • 全国市議会議長会副会長に大塚議長が就任
- 9月 • 市内で発生した強盗殺人事件に関し、「射殺事件の早期解決と銃犯罪の根絶を求める意見書」を可決
- 市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（報酬月額を61万円など）を可決

射殺事件の早期解決と銃犯罪の根絶を求める意見書

八王子市のスーパーで発生した準銃による高校生を含む女性三人の殺人・強盗事件は、八王子市民はもとより、全国民に衝撃を与えた。

今回の事件は、三人もの貴い命を奪ったその残忍な手口に加え、一般市民の日常生活の場で銃が使用されたという点でも、極めて重大かつ深刻である。

銃の氾濫と、それを使用した犯罪の多発は、国際的にも治安評価の高かった我国の安全を根本から脅かすものであり、日本社会の重大な病理現象ともいわざるを得ない。

このような異常な事態を取り除くことは、国民の生命と安全を保障する上で、極めて緊急の課題であり、政府及び関係機関において、銃の密輸取り締まりの強化をはじめ、銃犯罪の根絶のために抜本的な対策を講ずるよう強く求める。

提出先 総理、外務、法務、大蔵、運輸、自治各大臣、
国家公安委員長

平成8年

- 1月 • 市長選挙 波多野重雄氏4期目就任
- 8月 • 全国市議会議長会国会对策委員会委員長に大塚議長が就任
- 9月 • 議員提出議案「八王子市議会会議規則の一部改正」（関連質問に係るただし書きの削除）を可決（P35）

平成 9 年

- 6 月 ・ 議長、副議長の辞任に伴い、議長に皆川清和議員、副議長に吉村藤吉議員を選出

平成 10 年

- 2 月 ・ 全国市議会議長会都市行政問題研究会会長に皆川議長が就任
- 3 月 ・ 地方議会の活性化に向け、議場コンサートを開催、以後、各定例会初日に開催（P38）
- 12 月 ・ 「八王子市基本構想の改定」について基本構想特別委員会で審査し、本会議で可決（P38）
- ・ 八王子市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（期末手当の年間支給率を 5・25 か月）を可決

平成 11 年

- 2 月 ・ 第 1 回定例会の招集月を 2 月に変更（P39）
- 3 月 ・ 「八王子市議会議員の政治活動にかかわる決議」を可決
- 4 月 ・ 市議会議員選挙
- 5 月 ・ 臨時会を開催し、議長に塚本秀雄議員、副議長に町田貞之議員を選出
- ・ 全国市議会議長会都市行政問題研究会会長に塚本議長が就任
- 8 月 ・ 職員の公金横領事件に関連し臨時会を開催し、市長などの給料を減じる「八王子市長及び助役の給料の特例に関する条例」と「職員による不正防止と綱紀粛清を求める決議」を可決（P39）
- 12 月 ・ 八王子市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（期末手当の年間支給率を 4・95 か月）を可決

職員による不祥事について

去る八月九日に開かれた市議会臨時会において、本市の元職員が（旧）八王子観光協会の積立金を着服した事件に関して、市長が経過と今後の再発防止策について説明するとともに、「職員への管理責任について陳謝いたします」と遺憾の意を表明しました。同時に、八月分の給料について市長は百％、二人の助役は各々三十％をカットする条例改正が可決されました。

事件は、観光協会に昭和三十八年に就職し、その後、昭和五十六年に市に採用された職員が平成六年夏ごろから本年三月までの五年間にわたり、同協会に協会の施設建設のための積立金約九千八百八十万円を着服したというもので、本年五月、その事実が判明しました。

市は協会に対し補助金を交付していますが、これは毎年度、精算されています。着服したのが税金などではなく協会の積立金でしたが、職員が起した不祥事であり市には大きな責任があります。

処分については七月二十六日に本人を懲戒免職するとともに、関係する部課係長についても減給などに処しています。また、観光協会はこの元職員を八王子警察署に告訴しました。

事件は本人の公務員としてのモラルの欠如によって起こされたものですが、この職員が長く同一の職場において業務を行っていたことなど、職場での管理体制に不備があったことも否めません。そこで市は、再発防止に向け、庁内の綱紀肅正委員会の下に三十名の検査員を任命し、全庁における現金取扱方法の徹底的な検査や業務の見直しを進めております。

そして二度とこのようなことが起こらないよう、内部のチェック体制を整え、一刻も早く市民の皆さんの信頼を取り戻すよう努めています。

広報「はちおうじ」平成 11 年 9 月 1 日号より

平成 12 年

- 1 月 ・ 市長選挙 黒須隆一氏 1 期目就任
- 5 月 ・ 八王子市ホームページに市議会情報の掲載を開始 (P62)
- ・ 地方自治法の一部改正で政務調査費が法制化される
- 6 月 ・ 市議会議員団は、有珠山噴火に対する義援金を寄託

都立八王子小児病院の存続、拡充整備を求める意見書

都立八王子小児病院は、従来の東京都の基本方針によれば、多摩地域の周産期医療センターとして、都立畜産試験場跡地に移転し、その拡充整備を図るものとして位置づけられてきた。

これは、小児医療施設が極めて少ない三多摩西南部への都の配慮であり、西多摩、八王子周辺地域住民にとって、大きな期待を抱かせるものであった。

また、都立八王子小児病院は、都立病院で唯一のドクターカーを常時待機させる施設でもあり、近年増加傾向にある低体重児を初めとする新生児のハイリスクな救命救急時の搬送、分娩立会い等を担うものであるとともに、小児医療施設の極めて少ない当該地域を機動力で補おうとする体制である。

しかしながら、今回の都立病院改革会議報告（平成 13 年 7 月 13 日プレス発表）による都立八王子小児病院の都立府中病院隣接地への移転は、これまでの地域医療システムを根底から崩すものである。

都の広域行政の役割は、地域施策の向上に寄与する方向で組み立てられるべきであり、地域住民の生命、健康に深くかわりのある基本方針を、わずか 1 年という短期間に 180 度転換するということは、地域行政に大きな混乱を引き起こすものである。さらに、結果として小児三次医療施設を失うことは、当該地域の医療面における、更なる格差、負担を強いるものであり、病院対策特別委員会を設置し、市民の医療対策の充実に関する調査研究を行っている本市議会としては、断じて容認できない。

したがって、八王子市議会は、都立八王子小児病院を従来の基本方針どおり、周産期医療センターとして、早期に拡充整備されるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

東京都知事あて

平成 13 年

- 3 月 ・ 八王子市議会政務調査費の交付に関する条例を可決 (P41)
- 6 月 ・ 議長、副議長の辞任に伴い、議長に寺田元信議員、副議長に生永恭博議員を選出
- 9 月 ・ 「都立八王子小児病院の存続、拡充整備を求める意見書」を可決 (P42)
- 10 月 ・ 議長は八王子小児病院の存続、拡充を都に要請 (P43)

平成 14 年

- 4 月 ・ 関東市議会議長会会長に寺田議長が就任
- 10 月 ・ 新基本構想等の素案を作成したゆめおり市民会議との意見交換会を開催 (P44)
- 12 月 ・ 「八王子市基本構想の改定」について基本構想特別委員会で審査し、本会議で可決 (P43)
- ・ 本会議録を市議会ホームページに公開開始 (P62)

平成 15 年

- 4 月 ・ 市議会議員選挙
- 5 月 ・ 臨時会を開催し、萩生田富司議員、副議長に市川潔史議員を選出
- 6 月 ・ 八王子市組織条例の一部を改正する条例を組織条例等審査特別委員会で審査し、本会議で可決（P44）
 - ・ 市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（報酬月額を 59 万円など）を可決
 - ・ 省エネルギー対策として、夏季会議中は上着の着用をしないことを決定
 - ・ 全国市議会議長会副会長に萩生田議長が就任

平成 16 年

- 1 月 ・ 市長選挙 黒須隆一氏 2 期目就任
- 6 月 ・ 「中央自動車道高井戸～八王子間の料金撤廃を求める意見書」を可決
- 9 月 ・ 「東京地方・家庭裁判所八王子支部等の市内存続を求めて」、関係機関に要望書を提出
- 10 月 ・ 市議会議員団は、新潟県中越地震災害義援金を新潟県に贈る

平成 17 年

- 2 月 ・ 中央自動車道高井戸～八王子間の料金撤廃を求め街頭署名活動を実施 ●
- 5 月 ・ 中央自動車道高井戸～八王子間の料金撤廃を国土交通大臣に要請 ●
- 6 月 ・ 議長、副議長の辞任に伴い、議長に飯沢俊一議員、副議長に秋山 進議員を選出
- 9 月 ・ 八王子市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正（領収書等の添付）を可決





平成 18 年

- 3月
 - ・八王子市内における小学生ひき逃げ事故に対し、「米兵による児童ひき逃げ事件に抗議し、日米地位協定の抜本的改正を求める意見書」を可決
- 6月
 - ・市議会議員に、AEDの取扱いなどの応急救護講習を実施
- 9月
 - ・決算認定議案の審議の早期化 (P45)
 - ・泰安市と海外友好交流都市協定調印
- 11月
 - ・高雄市と海外友好交流都市協定調印
 - ・始興市と海外友好交流都市協定調印

平成 19 年

- 2月
 - ・八王子市議会議員災害対応マニュアルを作成 (P64)
- 3月
 - ・市議会議員団は、能登半島地震災害義援金を日本赤十字社石川県支部に贈る
- 4月
 - ・市議会議員選挙
- 5月
 - ・臨時会を開催し、議長に高木順一議員、副議長に小林信夫議員を選出
 - ・議員研修会「地方議会について」を開催
- 7月
 - ・市議会議員団は、新潟県中越沖地震災害義援金を日本赤十字社新潟県支部に贈る
- 12月
 - ・常任委員会会議録の市議会ホームページ掲載を開始





平成 20 年

- 1 月 ・ 市長選挙 黒須隆一氏 3 期目就任
- 6 月 ・ 市議会議員団は、岩手・宮城内陸地震義援金を日本赤十字社岩手県支部及び宮城県支部に贈る
- 8 月 ・ はちおうじ子ども議会開催

平成 21 年

- 1 月 ・ 海外友好交流都市（中国・泰安市）視察
- 3 月 ・ 議員提出議案「政治倫理条例設定」2 件は、1 件を否決し、1 件を修正可決（P55）
- 6 月 ・ 議長、副議長の辞任に伴い、議長に市川潔史議員、副議長に両角 穰議員を選出
- 11 月 ・ 海外友好交流都市（台湾・高雄市）視察
- 12 月 ・ 「地方議会改革の現状と課題」について議員研修会を開催



平成 22 年

- 2 月 ・ 市議会議員に、普通救命講習会を実施
- 4 月 ・ 関東市議会議長会会長に市川議長が就任
- 5 月 ・ 議長の諮問機関として議会基本条例等検討会を設置（P56）
・ 八王子市議会 議会中継のあり方検討会から「八王子市議会 議会中継のあり方について-インターネット手法による議会中継の導入-」を議長に答申（P62）
- 6 月 ・ 市議会議員団は、宮崎県口蹄疫被害義援金を（社）宮崎県共同募金会に贈る
- 9 月 ・ 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議員報酬の日割りに関すること）を可決
- 11 月 ・ 韓国、統栄（トンヨン）市議会議員団が本市議会を訪問
・ 海外友好交流都市（韓国・始興市）視察

平成 23 年

- 3月
 - ・議会運営委員会は、予算分科会、決算分科会の公開を決定
 - ・議会基本条例等検討会が報告書を提出 (P56)
 - ・議会運営委員会は、東日本大震災の対応のため、議会日程の短縮を決定 (P46)
 - ・市議会議員は、東日本大震災義援金募金活動に協力 (P65)
 - ・市議会議員団は、東日本大震災義援金を日本赤十字社に贈る
- 4月
 - ・市議会議員選挙
- 5月
 - ・臨時会を開催し、議長に水野 淳議員、副議長に荻田米蔵議員を選出
 - ・市議会本会議のインターネット中継開始 (P62)
 - ・関東市議会議長会会長に水野議長が就任
- 6月
 - ・地方議会議員年金制度廃止
 - ・全国市議会議長会副会長に水野議長が就任
- 10月
 - ・議会基本条例素案準備会を設置 (P57)
- 11月
 - ・海外友好交流都市（中国・泰安市）視察
- 12月
 - ・議会基本条例について議員研修会を開催



平成 24 年

- 1月
 - ・市長選挙 石森孝志氏 1 期目就任
- 4月
 - ・東京都市議会議長会会長に水野議長が就任
- 6月
 - ・議員提出条例「市議会の議決すべき事件を定める条例」（基本構想の策定等）を可決
- 8月
 - ・韓国 始興市議会が本市議会を訪問
- 10月
 - ・中核市移行調査特別委員会を設置 (P49)
 - ・海外友好交流都市（台湾・高雄市）視察
- 12月
 - ・「八王子市基本構想の改定」について基本構想特別委員会で審査し、本会議で可決 (P48)

平成 25 年

- 1 月 ・ 議会基本条例素案準備会は、素案を議長に答申（P57）
- 2 月 ・ 議会基本条例策定特別委員会を設置（P57）
- 4 月 ・ 議会基本条例策定特別委員会は市民との意見交換会を開催（P58）
- 6 月 ・ 議長、副議長の辞任に伴い、議長に小林信夫議員、副議長に福安 徹議員を選出
- 7 月 ・ 大規模地震災害対応マニュアルを改訂（P64）
- 9 月 ・ 市長提出議案「中核市の指定の申出について」を可決（P49）
・ 委員会提出議案「八王子市議会基本条例」を可決（P58）
- 10月 ・ 市議会議員団は、伊豆大島台風 26 号土石流災害義援金を大島町に贈る
- 11月 ・ 海外友好交流都市（韓国・始興市）視察



平成 26 年

- 2 月 ・ 災害対策議会本部を立ち上げ、雪害に対応（P50）
- 3 月 ・ 災害対策議会本部長は、降雪対応について要望書を市長へ提出（P50・65）
・ 議会運営委員会は、一般質問における一問一答方式の導入を決定（P59）
- 4 月 ・ 地域公共交通の理解を深めるための議員研修会を開催
- 8 月 ・ 市議会議員団は、海外友好交流都市高雄市のガス爆発事故に義援金を贈る
- 11月 ・ 初めての議会報告会を開催（P59）
・ 海外友好交流都市（中国・泰安市）視察

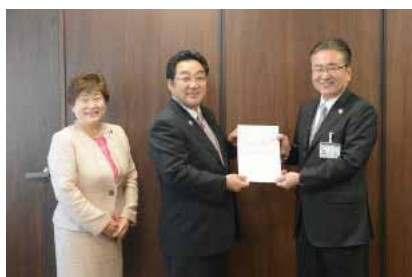
平成 27 年

- 3 月
 - 市議会は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技会場（MTB、BMX 及びトラック種目）の八王子市への誘致を求める決議を可決
 - 市内の交通環境の改善に向けた取り組みの充実に係る要望書を都に提出
- 4 月
 - 中核市に移行
 - 市議会議員選挙
- 5 月
 - 臨時会を開催し、議長に福安 徹議員、副議長に小林鈴子議員を選出
- 11 月
 - 海外友好交流都市（台湾・高雄市）視察



平成 28 年

- 1 月
 - 市長選挙 石森孝志氏 2 期目就任
- 3 月
 - 八王子市議会 ICT 検討会から、ICT の活用について答申が提出される（P63）
 - 海外友好交流都市 台湾・高雄市議会議員団が本市議会を訪問
 - 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（報酬月額を 61 万円など）を可決
- 4 月
 - 市議会議員団は、熊本地震義援金を熊本県に贈る
- 12 月
 - 議会中における一時保育に関する要望書を市長に提出



平成 29 年

- 2 月
 - 市議会だよりの愛称を「ひびき」と決定（P61）
- 6 月
 - 議長、副議長の辞任に伴い、議長に伊藤裕司議員、副議長に村松 徹議員を選出
- 7 月
 - ドイツヴリーツェン市と海外友好交流都市協定調印



い

意見書

地方公共団体の公益に関する事件について、議会が地方公共団体の機関としての意思を意見としてまとめた文書。国会または関係行政庁に提出することができる。

一般質問

議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況や将来に対する方針等について所信をただし、報告、説明を求めること。

一部事務組合

二つ以上の地方公共団体が、その行政事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいう。共同処理により専門化、効率化が図られる。

八王子市が入っている一部事務組合は、下記の5組合がある。

- ・東京都十一市競輪事業組合 ・東京都六市競艇事業組合 ・南多摩斎場組合
- ・東京たま広域資源循環組合 ・多摩ニュータウン環境組合

なお、各組合には議会が存在し、構成市の議会から議員を選出している。

か

会期

議会が権限を行使し、法的に活動できる期間をいう。会期の決定は、会期ごとに会期の初めに、議会が自主的に議決で定める。なお、審議が長引き、あらかじめ定めた会期内に終了しない場合に、会期終了日の閉会時刻前に、議決により会期を延長することができる。

会派

基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体。八王子市議会の場合、結成要件は議員3名以上となっている。

会派代表者会

円滑な議会運営のための協議・調整の場として、必要に応じ会派の代表者により開かれる会議。

き

議会運営委員会

円滑な議会運営を行うため、議会運営の全てに対し、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会

記名投票

表決が必要な案件で、個々の議員の賛否を明らかにする採決方法。八王子市の場合、配布される所定の白票、青票を使用し、可とするものは白票、否とするものは青票を投票箱に投入する。白票、青票には、議員の氏名が表示されている。

け

決議

議会が、政治的効果をねらい、対外的に意思を表明する必要があるときに行う行為。

こ

公聴会

委員会の特殊な審査形態で、重要な案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者の意見を聞く会合をいう。公聴会は、議長の承認を得て、日時、場所、意見を聞こうとする案件を公示し、応募者の中から公述人を決定する等の手続きが必要とされている。

公述人

委員会において開催される公聴会で付議された事件に対し、応募者の中から、あらかじめ委員会において決定された賛否の意見を述べる利害関係者、学識経験者をいう。

広域連合

地方公共団体の組合の一つで、地方公共団体が、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定めて、設立するもの。

八王子市は、東京都後期高齢者医療広域連合に入っており、その議会へ議員を選出している。

し

市議会議員団

八王子市議会議員全員で構成される任意団体。親睦を図り、市政を研究し、市の発展に資することを目的に組織されている。

市議会協議会（全員協議会）

議長が必要と認める場合や市長からの要請により開かれる任意の会議。
本会議以外に全議員が出席する会議が他に無いため、議員相互、あるいは市長と議員との話し合いの場として利用される。

審議未了

議会の会議に付議された案件が、当該会期中に審議が終わらず、継続審査の決定もされないままに、会期を終える場合をいう。なお、審議未了となった案件は、廃案となる。

常任委員会

当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案等の審査を行うために条例で定め、常設される委員会のこと。八王子市議会では、所管事項別に総務企画委員会、文教経済委員会、厚生委員会、都市環境委員会の4つの常任委員会が設置されている。

せ

請願

憲法第16条に規定された平穩に請願する権利に基づくもので、公共団体が所管する事項に関し、一定の措置を取るよう、あるいは取らないよう希望し、申し出ること。

なお、地方公共団体の議会に請願しようとする者は、地方自治法で議員の紹介により提出しなければならないと規定されている。

また、八王子市議会では、請願代表者から趣旨説明をしたい旨の申し出があった場合は、委員会で承認されれば、休憩して説明を受けることができる。

ち

直接請求

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署をもって、条例の制定や改廃、事務監査、議会の解散、長の解職などを直接請求できる制度をいう。

一定数とは、条例制定や改廃については、選挙権を有する者の総数の50分の1以上が必要とされ、それぞれの請求内容によって必要数が規定されている。

陳情

請願と同じく議会に対する要望、希望を申し出ることであるが、法定の形式や手続き等の規定はなく、処理する義務が生じるものでもない。

八王子市議会では、原則として陳情書の写しを全議員に配布することとしている。

なお、議員が希望する場合は、議会運営委員会で協議し、請願と同様の取り扱いをすることができる。

と

動議

会議において、議事の進行、休憩、散会、発言時間の制限等様々な進め方に関し、議員から議会の決定を求める提議をいう。普通は会議場において口頭で提出され、1人以上の賛成者をもって議題とされる。

ただし、議案等の修正を求める修正動議は、修正案を備え、4人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならないとされている。

討論

議題となっている案件について、賛成、反対の意見を述べることをいう。討論終結後は、表決が行われる。

特別委員会

地方自治法第109条の規定に基づき、特定の案件を審査するために設置される委員会で、予算審査、決算審査、基本構想、組織条例審査など、必要に応じて設置される。

なお、八王子市議会では、特定の問題について調査研究するため、常設的に設置された特別委員会があり、現在、都市づくり・ニュータウン対策特別委員会、交通対策特別委員会、復興支援・防災・危機管理対策特別委員会、次世代支援・高齢社会対策特別委員会の4つが設置されている。

ふ

付託

議案や請願等の議決を要する事件について、議会の議決に先立って、詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会等に審査を委託することをいう。ただし、内容が極めて簡単なもの、急を要し委員会の審査に委ねる時間的余裕がないものなどは、議決により付託を省略することができる。

～市民とともに歩む～
八王子市議会記念誌

【企画・編集】

市制100周年議会記念誌発行委員会

小林 信夫（委員長）

福安 徹

小林 鈴子

水野 淳

伊藤 忠之

山越 拓児

陣内 泰子

及川 賢一

【デザイン・印刷】

株式会社パットンファイヴ



～市民とともに歩む～
八王子市議会記念誌

2017年10月発行 発行：八王子市議会

連絡先：八王子市議会事務局庶務調査課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

T E L : 042-620-7311 F A X : 042-626-2458

E-mail : b241100@city.hachioji.tokyo.jp
